

(一九九)

對米交渉成立の見込は段々と薄らぎ、軍部に依つて放漫にされた所の戦争
工作は次第に勢力をえてきました、昭和十六年十月七日内閣書記官長富田
氏がやつて来て、時局が重大になつてきたことを私に語りました。

彼は、首相に強力を指導力を示す上、に勤める積りだと話して居ました。

彼は又陸海軍における色々を黨派の態度を説明してくれましたが、これは

昔日の私の日記、即ち速記録一〇六六八頁に所載言部訂正済の檢察側法延

證一一四三頁に出ています、

此時に私は意見を述べずに唯富田

氏の話を聞いただけでした。私は富田氏が更に、昭和十六年九月六日の御

前會議で決めた期日が近づいていくことが心配だと申したのを憶えていま

す。私もこの時局を深甚なる關心を以て觀察し、昭和十六年十月九日近衛

首相が参内した時に、同公と會見して他の事柄と共に次の趣旨を述べて彼

に忠告を與えました。

「私より見ると九月六日の御前會議の決定は聊か唐突にして議の熟せ

ざるものがあるように思はれる故君は此の際對米開戦を決意せざるに寧

ろ支那開戦を第一善とする様政策を變更する方が良いぞろ」

(二〇〇) こと、この考を胸に疊んで私は、同公が軍部と議論する時に使ふことが出

来る積極的解決法を述べました。この具體的建設的を政策は、昭和十六

年八月七日私が同公に進言した政策と同じ目的を以て、同公に授けたものであります。私は自分の意見の論理を近衛公に呑み込ませるのに非常に苦心しました。私の意見は速記録一一一三九頁所載言語部訂正済の昭和十六年十月九日の日記（檢察例法廷證一一四六一）に述べてあります。私はそれをこゝに引用し度いと思ひます。

昭和十六年十月九日

木

晴

十時半近衛公参内。拜謁後面談。口米口交調略ニツキ妥結ノ見込容易ニツカズ、首相モ大ニ心配シ居ラレシ故余ハ大様左ノ如キ意見ヲ述ベテ考ニ資ス。

一九月六日ノ御前會議ノ決定ハ余ヨリ見レバ聊カ唐突ニシテ議ノ熱セサルモノアルヤニ思ハル。

一内外ノ諸情勢ヨリ判断スルニ對米戰ノ結論ハ容易ニ逆態シ難ク再検討ヲ要スルモノト思フ。

一政府ハ此ノ際直ニ對米開戰ヲ決意スルコトナク

一寧ロ支那事變ノ完遂ヲ第一義トスルコトヲ聲明シ

一米口ノ經濟壓迫ヲ憂慮スルコトナク我口ハ自主的立場ヲ堅持シ

一、十年乃至十五年ノ秋新管庸ヲ口民ニ宣明シ高度口防口家ノ樹立、口力ノ培養ニ専念努力スルコト

一、支那事變完遂ノ爲ニハ要スレバ交戦權ノ發動モ辭セズ、陸軍ノ動員兵力ハ之ヲ支那ニ使用シ直轄、昆明等ノ作戦ヲ敢行シ獨力、實力ヲ以テ解決スルコトヲ決意スルコト

一時半有田八郎氏來訪、對米口口、内閣總辭職說等ニツキ懇談ス

當時、時局は非常に悪化して來ましたので、何か積極的態度に出なければ陸軍は同意しないことを私は察して居りました。私が必要の場合には第七項を擁護したのは、支那事變の終結に軍部を誘導する手段としてであり、換言すれば私は、陸軍は戦争に熱中し戦國を全面的に終止する如き案には耳を借さないことを承知して居たので、若し飽く迄戦をすると云ふならばせめて陸軍の活動を中口に限定することを示唆したのであります。他に採り得る途の無き事態の下に此提案をしたのであります。他に採

かくして米口との衝突は避けられるものと私は考えました。

二四八頁所載文書〇〇〇一に含まれる檢察側法廷證一一四六の大要は不完全であり、その後半は不正確であります

速記録一一、一三九頁所載、言語部訂正済の檢察側法廷證一一四七、即ち昭和十六年十月十二日の日記には、三人の違つた人々が私に語つた事だけが述べられていません。そこには私の意見は出ていません

小山完吾は以前に新聞記者をやり、自由主義者で西園寺公の管顧を蒙つて居た者ですが、午前十時訪ねて来ました。陸軍が政治を支配していることを憤慨して近衛公が政治を本来の道に引き戻すよう努力を重ねて貰いたいとの意見を述べました。少し経つて訪ねて来た加藤少将は當時の憲兵隊長で憲兵隊側から見た政局について語りましたが、彼の談話の細目については何も憶えていません。

近衛首相は、昭和十六年九月六日の御前會議で決定したことを如何に取り扱うかを討議する爲に、十月十二日に萩窪の別荘において、陸海外務三大臣及企画院總裁會議を開きました。

富田内閣書記官長は三人目の訪問者として、近衛首相の命を受けて、この會議の様子を傳えに來ました。彼から聞いた情報は次の様な趣旨でありました。

東條陸軍大臣は米口と交渉成立の望みが無い以上、昭和十六年九月六日の

御前會議の決定に従つて、政府は米口との戦争を決意すべきである」と主張した。但陸相は、對米交渉は自信をもつて、圓満に解決されるという充分納得のゆく説明が出てくれば自分は戦争を望んでいない旨を附言しました。及川海軍大臣は次の趣旨のことを述べた

「私はまだ米口との交渉に望みがあると思ふ。我口は今正に和戰の頭になつたことになつたのである外交で行くなら徹底的に外交を進めて行つて貰ひたい。外交をやつて半途で旨く行かぬから戦争をやると云ふ様なことでは準備が遅れる兎も角此の際は總理の裁斷を要望する」

豊田外務大臣は、相手のあることであるから何とも予言は出来ないが對米交渉には望みがあるように思うと語つた。

近衛首相は若し今日迄行はれた對米交渉に對する自分の見解を求められるなら、世交渉の望みがあると思ふ故交渉を続け度い旨を述べられました。陸軍大臣は首相の説明に満足しませんでした。

遂に會議は、陸相の勤めに依つて覺悟を起草して外務大臣にその研究を一任することを決定して散會となりました。富田は又、同人の間、及川兩提督との話し合いから考えて、海軍は對米戦争に反對しているが、公然とそれが發表出来ないから日本が對米戦争を遂行するか否やの決定は總理大臣

に一任したい意向を海軍が持つてゐることを語りました。
言語部により速記録一一三九頁で訂正済の檢察例法延證一一四七昭和
十六年十月十二日附日記は上述の要點を述べたものであります。(日記
挿入)

昭和十六年十月十二日

日

誌

十時小山完五氏來邸。近時ノ政局ヲ痛憤。近衛公ノ一段ノ努力ヲ要望セ
ラル四時半加藤少將來邸。憲兵側ヨリ見タル政治情勢ノ話アリタリ。
九時富田書記官長來邸。大要左ノ如キ話アリタリ。

本日午後二時ヨリ荻窪首相邸ニ於テ陸海外三相、企書院總委員會シヨ米
口交詢等同門ニツキ審議ス。

陸相ハヨ米諒解案ノ成立ハ見込ナシトシテ重大決意ヲ要望ス。但シ成立
ニ確信アリトノ期待シ得ル説明ヲ聽クヲ得バ勿論戰爭ヲ好ムモノニアラ
ズ。

海相ハ戰爭ハ出來得ル丈避クベキモノトス。今日我門ハ二時ノ開演ニ立
テルモノニシテ、外交ニヨル打開力戰爭カソノ何レカナリト思ハル。

外交ヲ以テ打開セントセバ之ニ徹底スルヲ要シ、イイ加減ナ交渉ノ後出カザルガ故ニトテ戦争ニ轉ズルハ不可ナリ。首相ハ何レニヨルモ強ク指導セラレタシ。

首相ハ自分ハ今尙此交渉ハ見込アリト思フ故ニ自分ハ此意見ニテ進ミタシ。外相ハ確信アリヤト云ハレテモ相手アルコト故適確ニハ云ヘサルモ未ダ見込アリト思フ。

陸相ノ提案ニテ左ノ如キ申會セヲナセリ

口米交渉ニ於テハ

イ、駐兵同門及之ヲ中心トスル諸政策ヲ變更セザルコト

ロ、支那事情ノ成果ニ動搖ヲ與ヘザルコト

ヲ以テ外交成功ヲ收メ得ルコトニ圖シ略々統帥部ノ所望期迄ニ確信ヲ得ルコト。

右確信ノヒニ外交妥結方針ニ進ム

右決心ヲ以テ進ムヲ以テ作戦ヒノ諸準備ハ之ヲ打切ルコト

右ニ關シ外相トシテノ能否ヲ研究スルニトシ。

以
ヒ

(三三)

かくて第三次近衛内閣存立中に開かれた最後の重大會議は、對米戦争を
決行するや否やの決定を見ずして終つたのであります。私の日記に記し
てありますように、富田から私に報告されましたその會議の唯一の決定
には、戦争に對する決定は含まれていませんでした。それは日米交渉に
關係のある支那事變に對してとるべき政策と、對米交渉の可能性とに關
するものでした。

斯くの如く時局は次第に紛糾して來ました。會議の席上總べての人の意
見は對米交渉の成否にかゝつておりました。外務大臣でさえ陸軍大臣の
問には答えられませんでした。

(五)
2
蘇連會議の結果昭和十六年十月十三日に至り政局は極めて重大となり、
軍部の強壓の下においては何時戦争が勃發するかも知れぬと憂慮せられ
ました。時局は極めて微妙となり、陛下は開戦の御裁可を求められた場
合の詔書のことを私とお話になるほど御關心を寄せられました。この事
は昭和十六年十月十三日の日記に記してあります。檢察側は法廷證一一
四九において日記の記事の最後の一節を引用したのであります。

昭和十六年十月十三日

「十時出勤。

十時廿分松平宮相來室神嘗祭御告文ニツキ相談アリ贊成ス。

十時卅五分ヨリ十一時四十五分迄日米問題ヲ中心ニ種々御物語アリ、

其ノ中左ノ如キ御話アリタリ。

一、昨今ノ狀況ニテハ日米交渉ノ成立ハ漸次望ミ薄クナリタル様思ハ
ルルトコロ萬一開戦トナルカ如キ場合ニハ今度ハ宣戦ノ詔勅ヲ發
スルコトトナルベシ。其ノ場合今迄ノ詔書ニツイテミルニ聯盟脫
退ノ際ニモ特ニ文武格循ト世界平和ト云フコトニツイテ述ベタノ
デアルガ、國民ハドウモ此ノ點ヲ等閑視シテ居ル様ニ思ハレル。
又日獨伊三國同盟ノ際ノ詔書ニツイテモ平和ノ爲メト云フコトガ
忘レラレ如何ニモ英米ニ對抗スルカノ如ク國民ガ考ヘテ居ルノハ
誠ニ面白クナイト思フ。

就テハ今度宣戦ノ詔書ヲ出ス場合ニハ是非近衛ト木戸モ參加シテ
貰ツテ篤ト自分ノ氣持ヲ述ベテ之ヲ取入レテ貰ヒタイト思フ。
一、對米英戰ヲ決意スル場合ニハ尙一層歐洲ノ情勢殊ニ英、獨、獨ソ
ノ和平說等ヲ中心トスル見透シ及ビ獨ノ單獨和平ヲ封ジ日米戰ニ
協力セシムルコトニツキ外交々涉ノ必要アリ。又戰爭終結ノ場合
ノ手段ヲ始メヨリ充分考究シ置クノ要アルベク、ソレニハロ一マ
法皇臨トノ使臣ノ交換等親善關係ニツキ方策ヲ樹ツルノ要アルベ
シ。

午後二時近衛首相參内、臨下ニ拜謁仰セツケラレテカラ、私ノ所ニヤ
ツテ來テ三時カラ四時頃迄日米問題ニツイテ語リアイマシタ。五時豊

田外相參内、御前ヲ退下シテ五時半カラ六時半頃マデ會談シマシタ。鈴木企書院總裁ガ午後八時來訪シテ彼ノ政見ヲ語リマシタガ、ソレハ我が國ノ政局ニ一轉機ヲ劃スルノニ多少トモ貢獻スルカモ知レヌモノデシタ。私ハ自分ノ意見ヲ彼ニ述ベマシタ。我々ノ會談ノ結論ハ、首相ガ陸相、海相ト相互ノ理解ヲ深メルヨウ努力シナケレバナラナイトイウコトデアリマシタ。

最後の一節に關して申せば、鈴木總裁は、緊迫した政局に基く政府の交渉、又は戦争への突入を恐れて、それを懸念する同人の意見を話す爲に私の所にやつて來たのであります。その時、私は、近衛首相が毅然たる態度をとつて、陸、海、兩相と充分に話し合ひ何等かの平和的手段に依つて窮境を打開しなければならぬと云ふ私の見解を鈴木總裁に傳えま

(二五)

した。此頃になつて皇族内閣を要望する聲が急に抬頭して來ました。

東久近宮内閣がそれでありました。この聲は近衛公及東條陸相の部下によつてあげられました。右翼方面も同様の希望を漏らしました。皇族内閣が、極めて重大なる時局に際して國民によつて待望されるのは何も不思議なことでありません。併し慎重に手際よく事を運ばないと重大な結果になると私は考へました。それで昭和十六年十月十五日鈴木企書院總裁が來訪して陸相の意圖を傳え東久近宮内閣のことを語つた際

に私は、皇族に關する事は何事でも慎重な取扱いを要すること、更に東久邇宮殿下に總理大臣として御出馬をお願いすることは、諒め陸海軍の意見が一致した上で定む可きであること、即ち陸海軍の慎重なる政策の決定を鈴木氏に語つたのであります。私は彼に自分の了解が正しいかどうかを尋ね、この問題はもつと充分に研究する必要がある旨を力説しました。その日の午前も遅くなつて近衛公が來訪し、東久邇宮内閣に關して私がどう思ふかを尋ねられましたので、私は慎重に考慮している旨を伝えました。更に慎重に熟慮の結果、東久邇宮殿下を後繼總理大臣に奏請しない方針を決心しましたのは次の理由によるのであります。東久邇宮内閣を唱える者には夫々皆異つた動機がありました。近衛公は陸軍を抑えて戦争を回避し度い動機から東久邇宮内閣の出現を望んでいたことは少しも疑ありませんでした。陸軍に關しては、假りに東條陸相が近衛公と同じ意見を持つていたとしても、陸軍の中核をなしていた陸軍の若手將校の眞の動機については疑ふべき點が充分ありました。更に宮殿下の取り巻を遠中の中には危険分子が多數いましたので、宮殿下が首相として御出馬になるのを利用して、右翼連中が日本を戦争に引きづりこむ可能性が充分に認められました。例えば、殿下の御附武官をつとめたことのある安田鐵之助は昭和九年七月の神兵隊事件に連坐しましたが、此頃天野辰男其他と東久邇宮内閣實現の運動をやつていました。殿下が後

繼内閣を組閣するに當つてそれ等の分子を遠ざけることは殆んど不可能だと考えられました。殿下が優れた手腕を御持ちのことには疑有りませんけれども、殿下には政治上の経験と訓練が欠けていました。それ故に殿下が非常に紛糾している時局を把握してそれを乗り切る計畫をたてられることは、不可能ではないとしても極めて難しいことでありました。その結果は殿下は單なる飾物に墮し政治の實權は首相代理が握ることになるでしょう。當時得らるる人物を見渡すに、首相代理の職は陸軍大臣の兼任となる公算が大きかつたのであります。斯様な次第でありましたから、東久通官内閣では戦争を避ける可能性は極めて少ないものと思はれました。萬一開戦ともなれば、直接の責任は皇室が負擔しなければならぬでしょう。日米間の形勢に對する私の見透しは、太平洋戦争には樂觀は藥物であり、反對にその結果については悲觀的な見解を持たねばならぬといふ考でありました。それ故に最悪の事態が起つた時には、皇室は國民怨嗟の的となり、その結果國體の問題も起つて來るものと私は考えました。皇族内閣が許される唯一の場合には、陸軍がその誤りを認め、政策の大變更を決意した結果として出来る内閣の場合であります。かかる政策の大變更を實踐することは臣下の力では及ばない事ですから、そのために陸軍が皇族に後繼内閣を作るようお願ひすると云ふことはありませう。言い換えれば、政策の一大變更の後始末のために皇族の御出

馬を煩わすことはありましよう。

同日午後四時近衛公が來訪して、自分と陸相との不和は、東條が私と口を聞きたくないと云つてゐる程悪化してゐるから、自分は辭職の餘儀無きに至るだろう、と私に語りました。東久邇宮内閣に對する私の意見を求められましたので、午前鈴木氏に話したことを彼に繰り返しました。私は又松平宮内大臣とも東久邇宮内閣について語りぬいましたが、大臣はそれに強く反對しました。十五日の午後私は再び鈴木氏と會談して、東條の眞意をさぐろうとしましたが、成功しませんでした。よつて更にこれがために努力を重ねて私に報告して呉れるように依頼しました。近衛公も我々と合体し、同公が拜謁した折の模様では、陛下は、陸軍と海軍が先づ以て平和政策について意見の一致を見た場合には東久邇宮内閣を御認めになるらしいと語りました。後刻鈴木氏は、東條陸相が東久邇宮殿下の御力に頼つて陸軍と海軍との調和を計る意向を持つてゐる旨を私に報告しました。私は鈴木氏に平和政策に賛同さすべきとしても之に就いては反對である旨を話しました。前述の要點は言語部訂正済で速記録二、一四〇頁記載の檢察側法廷語一一五〇、昭和十六年十月十五日の日記に述べてあります。

昭和十六年十月十五日

午前九時館氏來訪面談。

午前九時半企畫院總裁鈴木中將來訪。東條陸相ノ意向ヲ傳達セラル。概要左ノ如シ。

近衛首相ニシテ翻意セザル限リ政變ハ避ケ難キモノト思ハル。之ガ後任ニツイテハ誰々ト名指スコトハ如何カト思ハルガ原則論ヲナセバ皇上ノ御意ヲ隔テナク拜承シ得ルコト。陸海軍ヲ纏メ得ルコトノ二資格ヲ必要トス。此ノ點ヨリ見テ臣下ニハ人ナク決局東久通官殿下ノ御出馬ヲ煩ス外ナカルベシ云々。

萬事皇室ニ關スルコトナレバ慎重ナル考慮ヲ要ス。尙右御出馬ヲ願フ場合ニハ事前ニ陸海一致ノ方針、即自重的方針ノ決定セラレタルコトガ先決必須ノ問題ナリ。此ノ見透ハ確實ナリヤト問ヒ尙充分研究ノ要アルベキ旨ヲ答フ。

午前十一時出勤。近衛首相來室。東久ニ宮御出馬云々ハ如何トノコトナリシ故尙考究中ナル旨ヲ答フ。

尙松平秘書官長ニ萬一右ノ案ヲ實行ノ場合ノ手續等ノ研究ヲ依頼ス。四時近衛首相來室。刻下ノ政情ニツキ陸軍大臣トノ關係著シク緊張ヲ見ルニ至リ、陸相ハ日米交渉見透ノ問題ニツキ此上首相ト會見スルトキハ感情的トナル虞アリ、好マヌトノ意ヲ洩スニ至リシヲ以テ到底此ノ儘政治ヲ擔當シ行クコト能ハズ。就テハ東久通官殿下ノ御出馬云々ハ如何トノ話ナリシ故余ハ大體今朝鈴木總裁ニ語りタル意見ヲ述べ、

尙東條陸相ガ陸海軍協調ノ爲政策轉回ニ同意シタルモノナリヤ、或ハ皇族ニ此ノ困難ナル問題ヲ御解決願フ意思ナリヤ不分明ナル點アルヲ以テ、先ヅ之ヲ確メ置クコトノ必要ヲ認メ鈴木總裁ニ電話ヲ以テ來訪ヲ求ム。

近衛首相拜謁中余ハ事皇族ニ關スル問題ナレバ松平官相ヲ其室ニ訪ヒ今朝ヨリノ經緯ヲ話ス。官相ハ驚キタル様子ナリシガ意見ハ此際皇族ノ御出馬ニハ反對ナリキ。

四時半鈴木總裁來訪。東條陸相ノ眞意ニツキ尋ネタルモ遂ニ要領ヲ待ズ。依ツテ至急確メテ貰フコトトス。近衛首相モ御前ヲ退下來室參加セラル。首相ハ右ノ案ヲ言上シタルニ陸海軍一致ニテ平和ノ方針ニ決定セルナラバ萬不得止事情ナレバ致方ナシトノ意味ノ御話アリタリトノ話アリタリ。

首相トハ五時半頃迄種々政局ノ收拾ニツキ懇談ス。

夜ニ至リ鈴木總裁ヨリ東條陸相ト會見ノ結果ニツキ電話ニテ話アリ。右ニヨレバ陸相ノ考ヘ方ハ事前ニ陸海軍ノ協調ヲ策スルニアラズ、一ニ皇族ノ御力ニヨリ之ヲ行ハントスルモノナルコト略推察セラル。之ニテハ直ニ贊意ヲ表スルコト能ハザルナリ。

又首相ヨリ電話ニテ東久邇宮殿下ニ拜謁ヲ願ヒ御内話致シ置キタキ旨話アリ。余トシテハ稍々時期尙早トハ考ヘラレタルモ右ハ政府ノ責任

ニ於テ行フ以上異存ナキ旨ヲ答フ。
夜半ニ至リ拜謁ノ結果ノ報告アリ。右ニヨレバ殿下ハ二三日考慮シタ
ク、且陸軍大臣、内大臣ト面談シタシトノ御希望ナリシ由ナリ。
五時三十五分ヨリ同五十分迄拜謁。東久ミノ宮殿下ノ件ニツキ首相ノ言
上ニ對シテノ御考ヘヲ承ル。

(一〇七)

斯かる際に於ける内閣の更迭は日本の歴史に一つの危機を思はせました。身の危機に上手に對處する爲めには其の當時の世界狀勢上に於ける日本の地位を充分理解することが必要でした。

私は事情を慎重に考慮し且つ凡ての角度から觀察しました。

私に、戦争が日本化とつて破滅的となることを知つてみましたからそれを回避する解決策を見出す爲めに無慮のあげく眠られぬ夜が幾晩もつづきました。

第一策としては當時懸案であつた米國との和平交渉でありました。

所謂 A B C D 包圍線による壓迫を國民に鋭く感じさせようとする軍國主義者の宣傳に幾分かは塞いで一種の勇氣が作られて居りました。獨乙はロシアに前進して居りました。

ニユースは英、露軍艦のシンガポール揚陸、斐支増援、比島の師団、或は布哇に於ける米國艦隊の引きつづいての集結、など海外からの情報に國民の神經を刺戟して居りました。

國力の根幹となつて居る陸海軍青年將校は既に昭和十六年九月六日の御前會議の決定を待て居り、不吉の狀態を促進する有力な力となつ

て居りました。斯かる極端に緊張した状況の中にあつて方向轉換を
目標とする内閣を組織することは殆ど不可能であることは申す迄も
ないことと私は認めてをりました。

後内閣を組織することに数年前軍部大臣として現役軍人を起用す
ることが困難であつた爲めに組織に失敗した宇垣の例もある様に、
殊に陸軍大臣を任命するのに非常な困難を嘗めねばならぬ故、情勢
に通曉しない何人にも可能ではなかつたのであります。

既に佛印南部に迄軍隊が派遣されて居たので若しも軍が威嚇すること
が出来ぬ様の場合には面倒な事件が発生せぬとは何人も一言できま
せんでした。他方後内閣を組織するのに手間取る様ならば内閣は
混亂に陥り更らに首相候補の政治的色彩如何によつては内閣に迄受
展するかも知れぬと危懼されたのであります。

若しも政府が方向轉換を企てるならば軍部としては殊に軍備が充
されて意氣軒昂である文けに如何なる手段に訴へるかも知れません
でした。斯かる不測の事件が起れば對米交渉が失敗することば火を
みるよりも明らかでありました。

昭和十六年十月十六日朝鈴木が來訪したので皇族内閣の不可能な
る所以を彼に説明しました。

此のことは私の其の日の日記に記してあります。(原案 法廷證一一
五一號言語 訂正速記録第一六一四一頁) その一部は以下の通りであ
ります。 都

昭和十六年十月十六日

午前八時半鈴木總裁來訪。皇族内閣云々の話ありしを以て昨日來熟考
したるところにより大要左の如き理由により反對なる旨を明瞭にす
一 皇族の御出馬を願ふは萬不得止の場合にて河へば陸海軍にては意見は
一致したるも行掛りあり。皇族の御方にすがり解決したしと云ふが
如き場合なれば實現の可能性なきにあらざるも、
一 昨夜來の話にては難問題は未解決の儘にて此の打掃策を皇族に御願
すると云ふのは絶対に不可なり。

一 一面に於ては臣下に人をきかすと云ふことにもなるべく、又萬一皇族
内閣にて日米戰に突入するが如き場合には之は重大にて、即ち近衛
首相が御前會議にて決定したる方針を敢て實行し能はざりし程重要
なる何等かの理由ある此問題を皇室の一員たる皇族をして實行せし
められ萬一豫期の結果を得られざるときは皇室は國民の怨府となる
虞あり。

昭和十六年十月十六日午後三時東條陸相より面會を求められたので

内大臣の室で彼を迎えました。

東條陸相は其の折に今や時機到来した故九月六日の御前會議の決定を遂行する以外に日本にのこされた途はないと繰返えし強調しました。

夫れに對して私は御前會議の決定が極めて重要である丈けに、是れを尊重し誠實に實行せねばならぬことは申す迄もないことであると懸念しました。が又其の決定なるものは慎重を缺くと思はれる結果其の決定の中に若しも何か注意不十分の點でもあることが判つた場合には再考慮するのが妥當ではないかと彼に反問しました。

又海軍は必ずしも決定に確信を持つて居らぬとの報告に彼の注意を喚起しました。此處に於て陸相は私に同意し且彼は海軍に就ての折かる報告を知らぬが御前會議の決定は其體には實行出来ぬと附言しました。陸相更らに續けて「事態が此のまま進行せぬならば近衛内閣にとつて事態收拾は困難であらう、夫れ故私としては皇族に後進内閣を組織して頂く様に奏請するより他に方法はなと思ふ。」

そこで私は折返へし彼に尋ねました。
然らば夫れは陸軍が過去の政策を一變したといふ意味であるが、又新様な方向轉換は臣民では遂行出来ぬものとして善後策處理の爲めに皇族を奏請するとの意味なりや。

陸相の答えは否定的でした。彼は皇族を奏請するのは後内閣を組織して將來の政策を決定して頂く爲めであると附言しました。夫れに對して私は強く反對し、皇族首班の内閣は國家が絶対に平和政策を決定した場合を除いては組織さるべきでないと言ふことを強調しました。

東條陸相は暫時沈黙の後「然らば日本は一体どうなるのだ」と突然反問しました。

私は彼が畫策してゐることが固執されれば日本は三流か四流國になつてしまふだらうと答へたと記憶して居ります。

又私は日本が期待して居る最少限度のものは陸軍と海軍との眞の融和であることを指摘しました。

(二) 東條陸相との會談は決定的な結果にはみちびかれなかつたけれども陸相との會談より判断して其の當時私が若し近衛公に話しをし又若し近衛公が今少し強く努力したならば、何等か難局打開の途が見出されたのであらうと私は思ひました。

それで時を移さず直ぐに近衛公に電話したが近衛公は既に閣員に辭表提出を求めて居りました。

そしてその晩陛下に辞表を提出したのは全く遺憾至極でありました。

(一) 軍艦收

給

には一体如何に爲すべきや？

政府が絶對的の平和政策を樹立するまでは皇族首班の内閣は陛下より裁可されぬだらうと私は考えたので私は近衛公が、辞表提出後に事後策を同公と協議しました。

其の折りに私は近衛公に對して次の意味のことを話しました。即ち九月六日の御前會議の決定なるものは謂はゆる「取消」であつて全然新に出直極す爲めに是非とも反古とせぬはならぬ。その爲めには全段の事情に克く通曉して居る者が後内閣の組織をひきうけねばならぬ。更らに一方、秘密にされて居る事情に人が若し後内閣組織を企てる場合には疑もなく軍部の反對に違ひ新内閣組織の至難なることが判るだらうといふことも彼に話した。

そこで私は及川海軍大將又は東條大將をして新内閣を組織せしめるより他に途がないと考へたのでその意味のことを近衛公に話しました。

又其の當人の何れを任命する場合の善惡得失を指摘しました。東條は近衛公と意見が一致して居らなかつたので若し東條が任命されるならばそれは屈服を意味するものでありました。

又もし及川を任命するとすれば海軍は開戦を希望しないから陸軍は

く反撥するでせう。斯くして若し東條が選ばれて九月六日の御前會議を無視することを下命されるとすれば東條は陸軍を統禦することが出来ずして東條が平和的交渉を續けるとしたならば今回の内閣辭職に當つて開戦を予期して居る米國への影響は好轉するであらうと思はれました。

近衛公は私に同意を表し私に次の意味のことを言ひました。即ち日本陸軍は今や佛印南部に迄軍隊を派遣して居る、若し陸軍が統御力を失ふ如き場合には現地にて事態が如何に悪化するか予断出来ぬ、陸軍は結局日本を開戦に導くかも知れぬが新様なことを避ける爲めには軍を手中に收めて居る東條をして、何とでもして後内閣を組織せしめねばならぬ、殊に此の數日來の彼の言葉によれば對米即時開戦論を擁護して居らぬからと。

海軍が確信を持たぬならば對米戦は出来ぬと東條が申して居る通り東條が若し新内閣を組織してもそれは對米開戦を意味するのでは無い若し陛下が東條に組閣下命の際此の點について東條に任説を賜はるならばそれも一つの難局打開策であらう。

私は近衛に此點をよく考えて私に知らせてくれる様に願ひました。其の晩と翌朝私は更らに熟慮しました。

(三) 東條との會談を顧みて見るのに、東條は海軍が開戦に反對して居るならば必ずしも開戦の肩を持つて居るのでなくして、思慮深くなつて來て居ることに私は氣が付きました。

數日來彼の考え方が明らかに變つて來て居ました。一つ一つの理由は彼の性格でした。彼が陸相に任命されて以來東條は勅命を大いに尊重した。勅命遵守は凡ての軍人に共通の事ではあるが特に東條の場合は嚴格でした。是れが即ち陛下の御前で催された九月六日の御前會議の決定の遂行を東條が強行しつづつあつた理由の一つでありました。若し陛下が問題となつてゐる御前會議の決定を反古となし、新な基礎にたつて情勢を檢討することを下命されれば、九月六日の御前會議の決定遂行の責務もなくなり、又數日來の狀勢の推移よりして過去の政策履行の困難が明らかとなり東條は自分の論據が消失する故彼は勅命に従つて自分の政策を変更するだらうといふことを私は眞實確信したのであります。

此點について當時日本在留外人間には日本の外交政策は陸軍參謀本部丈けが知つて居り、首相や外相に質問しても無駄であるとの皮肉な批評が溢んであつたことを私は承知して居りました。之等の批評に従つて私は、若し陸軍が國政擔當をなし、又若し軍部内

閣そのものが死力を竭して對米關係の調整に乗り出したならば米國の
疑惑は解消するだらうと考えました。

(二)

翌朝即ち昭和十六年十月十七日 近衛公は電話を寄越して九月六日の
決定を反古にし、陸軍、海軍の協調の實現並に平和の爲めに努力すべ
しとの勅命か下されるならば、後継首相としては海相よりも、東條の
方がよろしからうとの意見を述べました。

私は東條を首相に任命する問題を重臣會議開催前には東條又は及川の
何れとも論議しませんでした。私の知る限りでは東條は私が彼を奏薦
しようとしてゐることを知りませんでした。

後任首相について數回話し合つた松平秘書官長は近衛公及私と同意見
でありました。

(三)

松平秘書官長は其の日の午前中に重臣會議に必要な準備をしました
其の會議は午後一時十分に開始され午後三時四十五分に終了しました
會議の内容は其の日の私の日記即ち檢察官法廷證一、一五四號——言語
部訂正濟速記録一、一四二頁にあります。

(四)

會議の數日後、私は會議中にノートを取つた中から其の要約を松平
秘書官長に口述して筆記させ夫れを私と二人で査査しました。
夫れは昭和十六年十月二十四日の私の日記に示されてあります。

次のものは其の寫しであり、其の原本は侍從職
ファイルに在ります。

内記部

昭和十六年十月十七日（午後一時十分開始）

重臣會議要綱

侍從長 思召傳達

内大臣ヨリノ挨拶

内大臣 今回の政變に就ては事情が可なり込み入てゐるので、近衛總理の出席を求めて説明をして貰ふ積りで、御許しを得、又近衛公の承諾も得て置いたのでありますが、昨夜來病氣發熱のため出席が出来ないと云ふことを申して來まして、尙経過は書類を以て送付して來ましたので、これを今から讀んで見たいと思ひます、只此書類は個個の問題毎に分けて書いてありますので、一應今日に至るまでの経過を総合的にお話した上で讀みたいと思ひます。

（最近十二日、秋室に於ける會談以後の推移を主として総合的に話したる後別紙を朗讀す）

内記部

私が重臣達の前で讀んだ近衛公からの文書の原本も又侍從職
のファイルにあります。私は今それを讀みます。

第三次近衛内閣總辭職後開かれたる重臣會議の
求めに依り送られたる「日米交渉經過」並總辭
職願末

（第一） 政府と陸軍との見解相違點

一、「御前會議の決定」に就て

本年九月六日御前會議に於て決定を見たる「帝國國策遂行要領」に依れば
三、前時外交交渉に依り十月上旬頃に至るも尙我要求を貫徹し得る目途な

き場合に於ては直ちに對米—英蘭—開戦を決意す

とあり、之に對し陸軍側は十月上旬頃の對米交渉の狀況を判断すれば已に「
我要求を貫徹し得る目途なき場合」に立ち至りたるものとなし、従つて少く
とも十月中旬—下旬頃には開戦の決意をなすべきは御前會議御決定に基く
然の斷結なりと主張す。之に對し政府側に於ては現在の交渉狀態は必しも「
目途なき場合」とは断じ得られざるのみならず、米國よりの往復文書其他各
種の情報に依れば交渉妥結の希望は米側に於ても相當有之只其間誤解疑感—
例へば十月上旬頃よりの北部佛印に對する陸軍部隊の少數宛の逐次増強—石

は固より條約に盡滅して行はるるもの一乃至第三國の離間中傷又は國際情勢殊に歐洲戰爭の推移見守り、米國々務省極東部門強硬、反日分子の策動等ありて大統領及ハル長官等の眞意が常に疑はれ居る事情等をも考察し、復すに尙時日を以てすれば今日の提示條件を以てするも必ずしも成立見込なしとは考へられず、況んや後述するが如く若し陸軍側に於て條件緩和一撤兵問題に歸着す一をなさば今日に於ても成立の見込ありと思考せり。

又陸軍側に於ては今日の統帥部の要求に基き開戦の決意、時期は御前會議決定の如く十月上旬を理想としたるも十月中旬一萬已むを得ずとするも下旬迄には之を決定せられ度、然らざれば戦争遂行上非常なる不利を招くとなし従つて十月中旬一下旬一時期を嚴守せんとするものなることは特に注意を要する點なり。

二、對米交渉上の難點一特に撤兵問題一

對米交渉は尙其の途上にあり。彼の眞意必ずしも未だ全的に明瞭にせられたりと考へ得られざるも今日迄の所難點として殘されたるものは概ね次の三點に要約せらる。

- 一、支那に於ける撤兵、駐兵の問題
- 二、日獨伊三國條約に對する日本の態度

三、太平洋地域に於ける通商無差別の問題
而右三點も結局は撤兵、駐兵の問題に懸り居、從て對米交渉の唯一の障礙は撤兵問題なりと云ひ得べし
而陸軍側の撤兵問題に關する主張を要約するに、米側に我提示せる日支和平條件は極めて寛大なるものにして非併合、無賠償なり。
然るに支那内地に於ける實情は共產主義的並其他の秩序攪亂運動ありて右は日支兩國の安全の脅威となるものにして日支兩國國民の安居樂業の爲にも、經濟開發の爲にも是非共之が共同防衛の爲一定地域に所要期間駐屯せざるべからず而右必要駐兵以外の軍隊は事變解決に伴ひ撤退するも可なりと主張するものにして右主旨よりすれば駐兵は絶對的要件なり、從つて右駐兵を第一原則とし右駐兵こそ支那事變の唯一の成果なりとす。從つて右駐兵をなさず撤兵を原則とするが如きことは到底軍の容認し難きところにして駐兵は軍の心臓なり。之なくんば軍に敗戦觀を興へ軍の士氣は到底維持すべからずとなすものなり然るに一方米側の撤兵問題に關する眞意は尙未だ必ずしも明確ならず。從て我が提示條件も今後假すに日を以て交渉すれば之を貫徹せしむること必ずしも不可能なりとは考へられざるも今日迄のところは彼の主張と思考せらるる重點は概ね次の如し

一、原則として撤兵を日本側が認むること（従て駐兵問題は此の原則を認めたる上の事なり。尤も駐兵を承認するや否やは今日の處必ずしも明確ならざるも従來の交渉の経緯に徴すれば一切駐兵を認めずと云ふには非ざるが如く考察せらるる節あり）

二、撤兵に關する日本の誠意を確めたること

（例へば十月十三日若杉駐米公使とウエルズ國務次官との話合中「ウーは要するに夫れは日本の誠意如何に懸る次第にして日本が誠實に撤兵するの意向ならば其の履行に付ては話合の仕方もあり得べし云々」即ち政府側としては撤兵問題に付ては

一、今暫く假すに時日を以て交渉を繼續すべきこと

二、駐兵の必要、駐兵を原則とすべきは勿論なれ共、本問題が高一交渉成否の最後の點となるならば寧ろ名を捨て實をとるの主旨に依り形式は彼に譲りて即ち撤兵を原則として認め駐兵の實をとるの工夫をすることとして如何

との見解を待するものなり

三、開戦に關する見解

陸軍としては米、英等の凍結令實施以來軍需物資（殊に石油）の輸入は殆

ど全く不可能となりたる今日此のままにして進移せんか所謂デリ貧状態となり足腰たたざる状態となりたる秋、米が不正不菅なる威嚇を加へ來るも到底之に抗すること能はず、自存自衛を脅かさるるも又起つ能はざるの秋來らん然らば今日に於て多少の危険は存するも國民一致口結國難突破の意氣を以て管らば凡そ弱點は我にもあれば彼にもあり決して心配するが如き事なく今日は只斯あるのみなりとす

又支那事變の解決を米の橋渡しによつてなす場合餘りにも寛大なる條件を以てする事は支那の侮日を深め一應事變の解決を見るとも兩三年を出でずして再ひ第二次の支那腐徴を必要とするに至るべしと云ふ之に對し

總理大臣としては支那事變の未だ解決せざる現在に於て更に前途見透しのつかざる大戦争に突入するが如きは支那事變勃發以來重大なる責任を痛感しつ

つある者として到底忍び難きところなり
凍結令實施後に於ける軍需物資の貯蔵物資の漸減は所謂デリ貧状態を呈すべ
きも軍需物資中最も懸念せらるる石油獲得に付て云へば蘭印を攻略するも彼
等乃至石油護送等の問題を考ふれば一、二年後に於て果して我が所望の量を
期待し得るや否や、却て戦争をなす代り物資勞力を動員して人造石油増産を

計らば昭和十八年末迄に五〇萬圓、十九年中には四〇〇萬圓を生産し得ること必ずしも不可能ならず、今日は四年以上に亘る支那事變に依り国力も消耗され、民心も稍弛緩の風あり此の秋こそ臥薪嘗膽の心組を以て傷つかざる海軍力を擁しつつ、一懸ともかく支那事變を解決せしめ徐ろに国力の培養を計るべきなりと確信す

四、海軍側の見解

海軍側の見解は概ね次の如く考へらる

今日は外交交渉にてあく迄やつて行くが又は戦争を決意するが二途何れをとるやの圓頭を立てるものと云ふべし、そこで外交でやるならば外交一本槍であく迄も貫がねばならぬ外交でやり通す確信なかるべからず外交交渉をやりつつ二、三ヶ月してから外交交渉見込なきを以て戦争に移らんとしてもそれは不可能である。而も外交によるべきか戦争すべきかは政府の定めらるべきものなるを以て、右するも左するも一つに總理大臣の判決に俟つと云ふに在り、尙海軍側の間に戦争はるべく之を避くべきものにして外交交渉に依り對米關係を調整し得る事に最善を盡すべきなりとの意見相當強く行はるること

を附言す

（第二）

對米外交交渉の經過

本年四月中旬ハル國務長官は野村大使に對し所謂「日米諒解案」なるものを提示し「兩國間の關係は左記の諸點に付事態を明瞭にし又は之を改善し得るに於ては著しく調整し得べしと考へらる」と述べ

一、歐洲戦争に對する兩國政府の態度

一、支那事變に對する兩國政府の關係

一、兩國間の通商

一、太平洋の政治的安定に關する兩國政府の方針

等の事項に付詳細提示し來れり。

右米側提案に對し五月中旬政府統帥部連絡協議の上日本側修正案を回答せり
一四月下旬松岡外相の獨伊より歸國することあり、回答案検討に相當の時日を要したり一六月下旬右に對し米側は更に修正案を提示し來る。時偶々六月下旬獨蘇開戦に伴ひ國際情勢は愈々深刻となり、且支那事變運行の必要上、七月我方は條約に基き南佛印に平和進駐をなせり、然るに米國は之に對し凍結令等を發動するに至り日米關係は緊張をみるに至れり、日本は七月中旬米側六月下旬案に對する回答を發送したるも野村大使が之を米側に提案するに至らずして第二次の近衛内閣は總辭職することとなれり、八月上旬に至り第三次近衛内閣は對米外交交渉をあく迄も成立せしむべき意圖を以てルーズベ

ルト大統領と近衛總理と兩首腦者が會談に依つて日米間の友好關係の回復、支那問題に關する話合及世界平和に付ての懇談をなさんことを提議し、八月下旬には近衛「メツヒージ」を大統領に送り

九月六日御前會議に於て「帝國國策遂行要領」の決定を見たり、右に外交的措置に依りあく迄も對米（英）問題を解決し、支那事變を處理せんとしたる主旨にして、戰爭手段に出づるは外交交渉の見込全然無き場合に限らるるものなることは當時の會議前後の經緯に益み明なるところなり。

九月上旬兩者會談促進の意圖を以て石會談の基礎となるべき事項に付我方より提案す

更に九月二十日に至り米側の從來の提案及我方の主張を一切とりまとめ米に提示す。

之に對し十月二日「覺」を米は我方に送附し來る

右覺に關し彼に交渉成立の誠意なく従つて成立の見込なしとする意見と、同成立の見込なしとは断じ得られず、従つて尙交渉を繼續し乃至交渉條件に少の緩和をなすべしとの意見兩立するに至れる次第なり。

私は今「重臣會議議事録摘要」を讀み續けませう。

次で各員より前提的質問ありたり。
その主なるものは

若槻氏 日本戦争を主唱する論として、所謂じり貧論を屢々聞くがこれ程危
険な話はない、果して戦争したならば如何云ふことになるか余程の検討を
要する。

原氏 石油問題がどうも中心と思はれるが、海軍の油の事は二年位あるとか
云ふ様に聞かされてゐるが、陸軍は果してどの位の準備を持てゐるか聞き
度い。

一右に對しては誰も十分の説明するものなし

岡田氏 結局油の問題は色々と煎じ詰めても結局結論は得られない。

阿部氏 急進の論をする人も、亦引張て外交交渉を希望する人も、氣持は同
じで、要するに油と云ふことなのだが、首相はどこ迄追求して研究したの
であらうか。

内大臣 それは首相としても相當の追求はした筈だが、十分には扱へなかつ
たのであらうと思ふ。

若槻氏 御前會議の決定は、勿論尊重すべきものであるが、この扱方が如何
にも法律家的であつて、外交交渉の目途がなくなつたからとて、直ちに開
戦と云ふが如きは如何なるものだらうか、國運を賭しての問題であるから

もう少し政治的の考慮があつてよいのではないか。

岡田氏 海軍の云ふ所即條約で行くなら徹底的に條約を進めてくれと云ふ、論は、^領領けないでもない、海軍は割合に油を待てるのではないか。

清浦氏 出元の大使が見込ありと云ふのに、急に態度を決めなくてはならぬ

と云ふは如何云ふ事か。

内大臣 其語は御前會議で決心の期日を十月上旬と云ふ工合にきつてあるが爲に、陸軍との意見に相違が出来たので、政府としては行詰らざるを得なかつたのだと思ふ。

阿部氏 清浦さんの云はるる通り、見込があると云ふのに政府が去らなければならぬ、と云ふのは如何も解らない。

内大臣 その語は仲々解りにくい處ではあるが、要するに、アメリカは、日本は軍費が支出してあると見て居るので、容易に最後の腹を見せず、これに反し、近衛公は先ブルーズベルトと會見して大綱を決し、政府の情勢を作り出して然る後、細目を決定せん、と考へてある處に、陰ひ違がある、米國の最後の回答を得るに至らざるに、御前會議の期日は容赦なく迫り来た、と云ふことである。

若槻氏 支那事變も既に四年を費してゐるのだが、一たい對米戦争は何年立

かかると思てゐるのである。

米内氏 海軍が、日米戦はば勝つ、と云ふことは、太平洋を土俵として、米の艦隊が戦はば勝つてると云ふことであつて、いつ戦ふかは解らない、日久力は又別論だ。

廣田氏 支那事變中であるので、政治と雖も、やはり大本營の意向が中心でなければならぬと思ふ。

内大臣 勿論戦時中であるから、軍の意向は重要である、殊に國運を賭するが如き問題に當つて、陸海軍が完全に一致する、と云ふことが必要であり、これが今日國家の最小限の要求である。

阿部氏 人の問題よりも、今日はある力を必要とする。

廣田氏 陸海軍の背景が必要なのである。

岡田氏 陸海軍をまとめ得る人であることが必要である。

廣田氏 大本營の希望を聞いて見る必要はないか。

原氏 廣田氏の云はれるのは、統帥部より候補者を出さしめると云ふ意味

なるや。

廣田氏 それも一つの方法ではないかと考へるのです。

岡田氏 それはどんなものであろうか。

内大臣 統帥部に候補者を出させると云ふことは、筋合から云で、余程研究問題だと思ふし、又統帥部が立場上困るし、出し切らないかも知れない。

廣田氏 それはそう云ふこともあるかも知らん。

林氏 自分は意見を述べたいと思ふ、これは突然である様にも思へるが御研究の材料として申出て見るのである、今迄の御説明によつて、今日陸海軍を協調せしめ、又政務と統帥の協調を計ると云ふことが、是非必要であるが、これは容易ならぬことなので、この際皇族の御出馬を願て、内閣の御組織を御願しては如何か、然して今日の情勢より見て海軍方面より御出ましを願たらよと思ふ。

米内氏 それは理論として一つの案と思ふが、實際問題で行詰るのではないか。

内大臣 實は、所謂皇族内閣の話はないでもないのであつて、もしこれが陸海軍に於て從來の行懸りを捨てて一致の方針に纏つたと云ふ情態が出来上て居るが、行懸上臣下では、これを形式的に取纏ることが困難であるから過渡的に皇族の御力を煩はずと云ふ意味ならば或は一つの實現性ある案かとも思ふけれども、今日の實情は未だそこ迄は行て居らないのであつて、もし皇族をしてこの問題の解決にお當らせすると云ふことであればそれ

は容易ならぬ問題である、第一に國民から見れば、臣下に人なきかと云ふことにもなる、又萬一皇族内閣の決定が、開戦と云ふことになつた場合は考へると、近衛首相が御前會議に於て決定せられたる方針を敢て實行し得なかつた程の事情の存する此問題を、皇族をして敢て御實行になり、萬一失敗に歸するが如き場合には、皇室をして國民の怨府たらしむる恐なきにあらず、この際の實情よりして、皇族内閣には御同意致しかねる。

若槻氏 内大臣は、今日迄の経過並に諸情勢について、十分承知せられてゐると思ふが、後繼内閣に對する意見を伺ひたい。

内大臣 この際、後繼内閣の組織を、誰に御命じになるやは、仲々困難な問題である、自分は結論から御話すれば、東條陸軍大臣に御下命になるがよいと思ふ、逆説的な云ひ方になるのでお尋りにならぬ點があるかも知れないが、結局今日の症は、九月六日の御前會議の決定である、東條陸相と可なり其の點に就て打割た話をして見ると、陸軍と雖も海軍の眞の決意なくして、日米戦争に突入することの不可能なるは、十分承知してゐる、然し御前會議の決定あり、而して海軍側の明かなる右決定に對する修正意向なき限り、これに向て返進するの外なし、と云ふにあるのである、即ちこれに依て事態を見るに、陸海軍の眞の協力が未だ見られず、而して御前會議

の重大なる決定は忽卒の間に決定せられて居る、と云ふのが實情である、
それならば此事態の経過を十分知悉しその實現の困難なる點も最も身を以
て感せる東條に組閣を御命じになり、同時に陸海軍の眞の協調と御前會
議の再検討とを御命じになることが最も實際的の一局拾收の方法であると
思ふ、これを現役にあらざる陸海軍大將等をして攝管せしむるとするも、
御前會議の決定を以て一部のものより組閣方針を掣肘せらるる時は、意々
なる結果を將來する恐なきにしもあらずと思はれる。

清浦氏 皇族内閣に就ては、自分の處にも東久通宮云々と云ふ様な話もあつ
たが、自分はそれはいけなと思ふ、この際はやはり軍部から出て組閣す
るがよいと思ふ。

若槻氏 内大臣の考も一理あるが、自分が一所に内閣に居たから云ふ譯では
ないが、宇垣大將の如きは、軍の長老でもあり決意の仲々直しく、この事態
を取纏めるには一つの有力なる人と思ふ、只軍が前の如く反對する業では
困るが。

内大臣 宇垣大將などは確に有力なる候補者と思ふ、又その實力も何と云ふ
ても今日第一人者と思ふ、只同大將に就ては單なる情報と云ふのでなく、
現實に軍部の反對により組閣拜辭の事例があるので、再び大命降下をお願

するに就ては、余程責任上慎重ならざるを得ない、今回の政變は極めて奇突であつたので、その邊の打診は十分に出来ておらないが、秘書官長が二、三當つた所で見ると、大命の降りたる場合、前回の如き反響はないと思はれる、軍は未だ決して十分の支拂を興ふる様な空氣とはなつてゐないと思はれる、況んや軍を同大將によつて押へさせると云ふが如きは余程の難事であると思ふ。

若槻氏　ここには軍出身の方も居られるが宇垣大將に對しては如何云ふ風にお考へか。

阿部氏　宇垣大將とは自分は、同大將の陸軍大臣の時次官をしてゐたのでよく承知してゐるが、同大將はいつも軍を押へて貰ひたい様な場合、軍以外の方から一つの力としていつも持出されるので、宇垣大將と云へば常に軍の要求を押へる人と云ふ様な印象を持つてゐる、その爲めお氣の毒な立場に常に立てゐるのである、今日の状況ではやはり宇垣大將では仲々言収がむづかしいのではないか。

岡田氏　東條陸相に對して個人的にどう云ふと云ふのではないが今回の政變の経緯より見て、陸軍が倒したと見るべきであらうか、その陸軍を代表する、陸相に大命の降ることは如何であらうか、とその點疑問を持つ。

内大臣 その點は、少し見解を自分と異にするのであるが、今回の政變は、米内内閣の時の畑陸相の取た態度とは異なるので、事の真相を見れば必しも陸軍のみに責任ありとは云へないように思ふ。

岡田氏 宛に角陸軍は強硬の意見である、内大臣は、從來陸軍が後から鐵砲を打つと云はれるが、それが大體とならなければよいが。

内大臣 その心配も勿論ないとは云へないが、要するに海軍の力がどの位切りかかと云ふ事だ。

米内氏 近衛總理は、海軍が判然しない、頼りない、と云ふので投げ出したのではないですか。

内大臣 そうはつきりとも云へないが、時局の治收は要するに陸海軍の一致と、御前會議の再検討を基礎にすべきであると思ふ、従て陸相に擔任せしむるに就て疑問があれば、自重論である海相に擔任せしむるも亦一案である。

岡田氏 海軍がこの際出ることとは絶体にいけないと思ふ。

米内氏 一右に同じ。

岡田氏 この際軍がおさまれば宇垣大將などもよいと思ふ。

若槻氏 京條陸相と云ふことになれば、外に對する印象は悪いと思ふ、外國

に興へる影響も余程悪いと思はねばならん。

原氏 内大臣の云はれる様にするのであれば、大命降下の際方針を明らかにお示しになる必要があると思ふ。

内大臣 その點は十分考慮してある積りである。

廣田氏 内大臣の案は總理に陸海を兼任せしむる積りであるか。

内大臣 然り。

廣田氏 それなら結構である。

阿部氏 内大臣の案に賛成する。

内大臣 若槻氏は宇垣大將を御推薦になつたことと思ふが、岡田さんも宇垣大將を御推薦になるのですか。

岡田氏 いや宇垣大將と云ふでもない、只内大臣の案にも心配の點があると思ふ。

原氏 内大臣の案は、あまり満足とも云へないが、別段案がないから先づその案で行く外あるまい。

内大臣 大体の御意向は解りましたから詳しく奏上の上御允教を得る積りではありません。

(一)

起訴狀附屬書に於て、私は「昭和十五年十二月七日の國際法違反の戦争を準備し、之に導く決定を爲したる昭和十六年十月十七日の會議に出席し、決定に同意した」と訴追せられて居ります。

(二)

私は重臣の意見を傾聴し、自分の意見を開陳しました。戦争に推移したのは其後の出來事でありませぬ。當時に於ては、東條大將を推薦するに就いて重臣も私も戦争を準備するとか之に誘導するとかの爲に何かすると云ふ意見を述べたことも無ければ、何か行動を執つたことも有りませぬ。私は重臣會議の結果を一部始終陛下に奏上して、東條を次期首相に推薦しました。單に新内閣組織の大命を降さるのみでは政局收拾は明かに困難であつたので、私は、陸海軍間の提携を一層密にすることを望まざる陛下の思召と、九月六日の御前會議決定を無視すべきことを明瞭にする爲に組閣の大命降下の際に東條首相に對し、又後刻及川海相に對し、特別の御命令を陛下が與へられん事を奏請しました。私は控室で兩大臣が拜謁室から退下するのを待ち、陛下からの御命令により、九月六日の御前會議の決定を白紙に返す陛下の思召を、次の如く、東條首相と及川海相に傳達しました。

只今陛下ヨリ陸海軍協力去々ノ御言葉ガアリマシタコトト拜察致シマスガ、尙國策ノ大本ヲ決定セラレマスニ就テハ九月六日ノ御前會議ニトラハルル處ナク内外ノ情勢ヲ更ニ廣ク深ク檢討シ慎重ナル考究ヲ加フルコトヲ要ストノ思召デアリマス命ニ依リ其旨申上置キマス。

(二九)

東條陸相及び及川海相に對する御言葉は左記の如くであります。
東條陸軍大臣へ
卿ニ内閣組織ヲ命ス

憲法ノ條規ヲ遵守スルヤウ

時局ハ極メテ重大ナル事態ニ直面セルモノト思フ

此ノ際陸海軍ハ其ノ協力ヲ一層密ニスルコトニ留意セヨ

尙後刻海軍大臣ヲ召シ此ノ旨ヲ話ス積リダ

及川海軍大臣へ

東條陸軍大臣ヲ召シ組閣ヲ命シタ尙其ノ際時局ハ極メテ重大ナル事態ニ

直面セルモノト思フ此ノ際陸海軍ハ其ノ協力ヲ一層密ニスルコトニ留意

セヨト云ツテ置イタカラ卿ニ於テモ朕ノ意ノアル所ヲ体シ努力セヨ

檢事側はその書類〇〇三號の第四十九頁に於て私に關して次の如く

述べて居ます。

「彼が若槻及び他の人々に依つて提案された悉く戦争を全く回避し得た

であらう唯一の人物たる宇垣大將の任命を拒否したことを、彼が法證一

一九六及び二二五〇中で明かにしたことは、重要なることであります。」

檢事側と私とは陸軍軍人を選ぶことが適當と云ふ點に於いて意見が一致

してゐます。吾々は唯、誰であるかといふ事についてのみ意見が一致し

てゐないのです。既に示された如く、若槻、原、岡田、阿部、清浦、米

内、廣田、林及私が出席した重臣會議に於て、若槻男は宇垣を推薦し、

(二)

林大將だけが皇族を示唆しました。宇垣大將が容認せられなかつた理由は前に充分に述べました。彼が何を爲し得たかは問題であり、疑問であります。私は熟慮の結果宇垣大將では内閣を組織し得ないであらう、假りに組織し得たとしても、日本に革命が起つたであらうし、又宇垣大將が陸軍を抑へる事が出来な爲に戦争が勃發したであらうと考へ、他の人々も同様に考へたのであります。會議で指摘された如く、曾て宇垣大將は大命を拜しました。軍部の反對があつた爲に内閣を組織する事が出来ませんでした。私は意見を問はれる迄は東條大將を推薦しませんでした。法廷證二九六及び二二五〇は共に檢事側の陳述の根據になりません。

檢事側は書類第〇〇〇三號の四十九頁に於て大要次の如く陳述してまゐります。即ち私は「東條を説得して彼等が成功することについて、極く微かな希望しか與えないうな態度を彼等に對してとらしめるよう何等努力をしなかつたのです。」之を釋明する爲に私は、私が始終太平洋戦争に反對であつたこと、昭和十六年八月七日の近衛に對する私の勸告（檢事側法廷證一一三〇）に付き檢事側が述べてゐる如く、「彼の提言が採用されてゐたとしたならば今日吾々が此の裁判を開く必要をみなかつたであらうといふことは、疑いを容れざる所であります。」といふ事を指摘致します。然し内大臣としての私は、東條大將に對して如何なる方策をも採らしめるやうに仕向ける事は出来なかつたのであります。

(三)

私の在職した内大臣の義務は、國策に干渉せざることを私に命じたのであります。其れ故に、私は私の反對意見を公表する立場に在りませんでした。近衛公が首相の當時は、同公は私の親友の一人でありましたので時々私の意見を求めました。そこで私は、屢々機会を捉えて、何としても米國との戦争を回避する必要があることを同公に強調しました。(右に關しては昭和十六年八月七日及び同年十月九日の私の日記——校正済の法廷證一一三〇及び一一四六参照。——此間に情勢は益々悪化しました。陛下を補佐する公職にある側近者の一人として私は、陛下が立憲政治の主權者として最も公平なる御行動あらせらるるに都合のよい様に、慎重且つ建設的な考へを進言しました。又他の言葉で云へば、私は陛下が政府をして、決定を爲す前に考へ得る總べての角度から情勢を出來るだけ慎重に研究せしめらるる様に御願することを常とし、又茲に至つて悔無からしめる爲に凡ゆる努力をする様に陛下が必要と思召されたことは腹藏なく政府に御注意遊ばさるる様に申し上げる事を常としてゐました。然し一旦政府が國策を決定した曉は、立憲政治下の政府を信頼して其の決定を御裁可遊ばさるる様に私は陛下に申し上げました。東條内閣が成立した時に、陛下は私を通して九月六日の御前會議の決定を白紙に還す様に東條首相に御命令遊ばされました。斯くの如きは、近代日本の建設者であらせられた明治天皇の御代に於てさへその類例を見ない御行動であります。私は、陛下が最後の手段として此方を御採りなされたことと

(二)

檢事側はその書類〇〇〇三號の第四十九頁に於て次の様に述べてみます。

「十一月に書かれた法證二二五〇に於て彼が十月二日（法證一一五五）に天皇になした東條を任命する事に對する事實を全く放棄したのは重要なることでありませぬ。」「率直に言へば私にはサツパリ譯が判りませぬ。私は如何なる時にも何人に向つても東條首相の任命に付て辯解した覚えは決してありませんし私は夫を爲した理由を述べたのであります。又法廷證一一五五は昭和十六年十月十八日の私の日記であります。右日記の記事中には何故東條大將が任命されたかに付いての理由は何ら記載されて居ません。同様に、若し檢事側が昭和十六年十月二日の私の日記に言及するならば、其日記には何等の理由も述べられて居らず、その日記は彼東條大將が任命される丁度二週間前のものであります。檢事側が如何なる書類から引證してゐるのかは私にはわかりませぬが、斯くの如き歸結を確證するものとしては何も見出す事は出来ないのであります。東條内閣の閣僚の任命に關しては私は何事も爲しませんのであります。私は誰を任命すべきかに付いて誰からも相談を受けたことは斷じて無く、又東條大將が誰と相談したかに付ても私は知りませぬ。

(三) 昭和十六年十月十七日の夕刻、閑院宮殿下は私を御召しになつて、東條陸相を現役に止まらしめ、更に大將に昇進せしむべき上奏文を陛下に提

出す様に御依頼になりました。
故に之を殿下に御依頼して来た

殿下は、京條大將が事自分に關するが

のであるが、之は形式上の事柄でもあるし、又事が特殊な場合であるから、私に御前みになる旨を語されました。昭和十六年十月十八日の日記、即ち檢事側法廷第一一五五に見ゆる如く、私は單に翌日陛下に上奏文を取次ぐと云ふ陛下の御依頼を引受けたに過ぎません。

(三)
東條内閣成立の結果に伴ひ、東條首相は陛下の訓示を遵奉し奉り、九月六日の御前會議の決定を取消してその再審査に取掛りました。此の結果、十月十三日及十四日に、勃發の兆極めて大であつた戦争に對する緊張状態を和げたのであります。陛下は昭和十六年十月二十日、至極お喜びの御言葉を賜つたのであります。右に示された如く東條を推薦するに當つては私は唯一つの理由のみ持つて居ました。即ち其れは對米戦争を回避する事にあつたのであります。昭和十六年十月二十日の私の日記即ち檢事側法廷第一一五六に示されてある如く私は衷心より戦争は回避され、情勢は好轉するであらうと思つて居ました。陛下の御言葉「虎穴に入らずんば虎兒を得ず」は、陛下が強硬論者自身をして、戦争回避といふ陛下の御考への線に沿はしめ得たのをお喜びになつて居られたといふ事を表明したお言葉であります。今回の内閣の更迭に際しては一度が誤つた處置が取られるならば吾々は其儘戦争に突入するの危険がありましたので私のなした推薦は慎重熱慮の上で撰擇された唯一の方法でありました。さ私は陛下に言上致したのであります。

(三) 東條内閣の成立に伴つて東條首相は、皇旨に副ひ奉る爲に對米交渉に全力を傾注しました。組閣に際しては東條は、内務大臣の職も兼任したのであります。首相と陸相の兼任に就ては自明であります。が何故東條が内務大臣の職を兼任したのかといふ質問に對して、東條大將は次の如く話されました。即ち「對米交渉が平和的結末に到達され、斯くもて、日米兩國間の關係を調整するに當つては、我が國は恐らく重大なる混亂の淵に臨むであらう。斯かる際に私は平和と秩序の維持に對する責任をも果たしたい」と答へられたのであります。私は賀屋藏相及東郷外相から次の事を聞いてゐます。即ち東條内閣に入閣するに際しては彼等は東條内閣が戦争内閣ではないかといふ東條大將に質問しました。が、東條大將が余の内閣は戦争内閣に非ずして寧ろ反對に日米關係の調整に全力を盡すであらうと、確言するに至つて始めてその申入れを受諾したとの事でありました。

(二) 東條内閣の成立してより東條大將は危局打開の爲にアメリカとの交渉に對しては慎重な努力を拂ひ、連絡會議を連日行ひました。東條大將は殆んど隔日に宮中に参内して陛下に奏上を致しました。陛下に拜謁された後は私の室を訪問され自身の上奏に關して簡單に話しをされるのが常でありました。

(三) 面談はいつも極めて短時間であつたので私達二人は意見の交換を行ふ時間はありませんでした。東條内閣は十月十七日發足して以來、今迄の緊要を種

々なる角度から研究を行つてみました。昭和十六年十月二十九日鈴木は連絡
會議の経過を私に報告してくれました。(昭和十六年十月二十九日の日記、
摺二六二)

鈴木は其の時、連絡會議は大戦争の回避といふ方向に向ひつつあると述べた
のであります。此の政策が實現するやう期待する旨の自分の希望を彼に語つ
たのであります。檢事側文書〇〇〇一號二五七頁に述べられてある防共協定
と對支策動に付いては彼は何等の言を漏らさなかつたのであります。法廷證
一一六二にある當日の私の日記には、東條は連絡會議の経過並びに、右協定
策動に付て語つた事書かれてあります。當時、軍部は着々と戦争準備を押し
進めてゐた様に思はれました。アメリカ及びアメリカ事情を知つてゐる人々
にとつて、其れは深く憂慮に耐えざる事であつたのであります。一旦アメリ
カと諒解が成立せんとするならば其の目的の爲に全努力を拂ふべきで決して
欺瞞などを用ひてならぬといふ事は私及び私の親しき人々が等しく知つて居
た事でありました。

昭和十六年十月二十九日私が東條首相と面談した時、私は右の點に就て彼の
注意を惹きました。異つた見解を持つてゐる如く思はれた東條首相は私に次
の如く語られました。「私達がその固い決心を表明した時にのみ交渉は友好
的結果に到達するであらう、此の意味に於て平和と戦争に對する準備が必要

(二) 昭 和 十 六 年 十 月 卅 一 日 に 概 ね 討 究 を 終 へ て、その 討 究 を 基 礎 と し て、
(三) 決 論 に 達 し よ う と 政 府 は 企 て ま し た。首 相 は、私 の 昭 和 十 六 年 十 月 卅 一 日 の
日 記 に 次 に 述 べ て る 様 に 私 に 告 げ ま し た。

「四 時 四 十 分 東 條 首 相 參 内 拜 謁 後 面 談 ス 連 絡 會 議 ノ 經 過 報 告 ニ テ 昨 日 ヨ リ 結 論
ヲ 討 議 決 定 ス ル 筈 ナ リ ト」

その 際 及 び 昭 和 十 六 年 十 一 月 二 日 に、首 相 は 私 に 向 つ て、米 國 と の 戦 争 は 出
來 能 る 限 り 避 け 度 い が、種 々 の 情 勢 を 全 般 的 に 研 究 の 結 果、萬 一 交 渉 の 決 裂
す る 場 合 を 考 慮 し て、政 府 は 和 戰 兩 儀 の 準 備 を す る 必 要 が あ る と 云 は れ ま し
た の で、私 は、政 府 は、昭 和 十 六 年 十 月 卅 一 日 以 後 は、獨 り 平 和 に 對 す る 準
備 を ま る 代 り に 和 戰 兩 儀 の 準 備 を し て 居 り、尙 之 が、昭 和 十 六 年 十 一 月 五 日
の 御 前 會 議 の 決 定 に 對 す る 政 府 の 根 本 的 態 度 で あ つ た 事 を 知 つ た の で あ り ま
す。

(三) 一、檢 察 測 法 廷 證 一 一 六 八、即 ち 昭 和 十 六 年 十 一 月 五 日 の 私 の 日 記 で 明 か
で あ る 通 り、當 日 の 御 前 會 議 は 四 時 同 半 に 互 り、日 本 の 對 米 英 蘭 政 策 を、連
絡 會 議 で 討 究 し た 方 針 に 據 つ て 決 定 し た の で あ り ま す。
勿 論、私 は この 御 前 會 議 に は 出 席 せ ず、この 終 了 後 東 條 首 相 よ り 簡 單 に そ の 結 果

結果を聞いたのであります。來栖氏を米國に派遣して、交渉を纏める爲め最後の努力をする一方、交渉が如何にしても決裂する場合には、南方派遣軍を編成しなければならぬと彼は私に告げました。私は彼の云ふ事を聽いてゐましたが何等批評をしませんでした。

(三) 二、日本の軍部は、東條内閣の出現は即ち日米戦争開始と勘違ひして、その首座意氣昂揚してゐましたが、其夢が醒めた時に、空氣は一夜にして一變して、甚だ醜惡なものになりました。例へば、私の宅をこれ迄十人程の警官が護衛して居りましたが、此頃になつて晝間十五人に増員され、夜間は特別護衛に派遣された十人を含めて廿五人が護衛してをりました。尚毎日自動車での出勤及び退廳には遠つた道を取らねばなりませんでした。私が反戰論を保持してゐたことが警衛増加の理由でした。

(三) 三、時が経過しても、日米間の情勢には何等緩和の徴候が見えませんでした。我國では、軍の支柱を成す陸海軍少壯將校は愈々結束を固めて來た結果、陸海軍首腦部の日米關係を調整せんとする政策に反對の空氣が、軍の内部に生じて來ました。一方では、米國側の報道に煽られて、軍部の態度は硬化しました。そうしてゐる間に、日本がその上遂巡してゐたら、米國から攻撃を受けるだらうといふ宣傳が續がりました。毎日々々苛立たしい氣分でした。如何にしても太平洋戦争を起すまいと、私は努力しました。昭和十六年

十一月十九日私は陛下に、十一月が終つたと云ふことで宛も機械的事務の如く戦争状態に入る事は大反対で、反つて米國との交渉は、様々な段階中の一段階に到達してゐるのではないかと考へられるに由り、極めて慎重な態度で事態を處理する様にお勧めしました。私の奏上は私の右の勸告は、言語部訂正済速記録一一一四三頁所載の檢察側法廷證一一八一の私の日記に記してあります。又その法廷證に示す通り、私は、首相が事情により御聖斷も仰がうとする時は、全重臣を加へた御前會議の開催を首相に御命じになる様にと、陛下に奏上いたしました。換言すれば、十一月の終りが近づくといふ事實だけを以てしては、昭和十六年十一月五日の御前會議で決定した戦争不可避の十分な理由にならないと思ひました。又私は、當時の米國との折衝状態に従つて此御前會議の決定を再検討しなければならぬものと信じてゐました。打明けて申せば私は、交渉の経過を觀て或時期に陛下の御乗出しを願つて、日米交渉を友好的に妥結し得るだらうと秘かに考へて居たのであります。

日米間の状態は、何ら改善の兆候を示しませんでした。然るに海外から傳へられる報道は、時の経つにつれて一層刺戟的になつて來ました。陛下は時局を深く御軫念あらせられて、昭和十六年十一月廿六日私が拜謁した

時に、重臣の意見を徴し度き御希望を仰せられました。私は之に奉答して、この度の陛下の御決定は、最終的のものであり、取返しの際かぬもので御慮辱ますから、後で御悔みにならぬこと無き様に、凡ゆる手段を盡すことが願はしいと存じます、と申し上げました。この爲めには、陛下が首相に自由に御命令遊ばす様に申し上げました。是は私の昭和十六年十一月廿六日の日記、即ち言語部訂正濟速記録第一萬四百廿九頁所載檢察側法廷證二九〇に次の如く記述されてゐます。

昭和十六年十一月二十六日 水

原樞相ト重臣會談云々ニツキ懇談ス。

十一時十五分ヨリ同四十五分迄拜謁ス。

日米會談ニツキ御話アリ。見透トシテハ遺憾乍ラ最悪ナル場面ニ達着スルニアラズヤト恐レラルトコロ、愈々最後ノ決意ヲナスニ就テハ尙一度廣ク重臣ヲ會シテ意見ヲ徴シテハ如何カト思フ。就テハ右ノ氣持ヲ東條ニ話シテ見タイト思フガドウデアロウカトノ御下問アリ。依ツテ大要左ノ如ク奉答ス。今度御決意被遊ハ眞ニ後へハ引カレタ最後ノ御決定デアリマスノデ御不審ノ點其ノ他コウモシテ見ヨウ、ア、モシテ見ヨウト云フ様ナ御氣持ガアル様デアレバ御遠慮ナク仰セ哉キ御上トシテモ後ニ省リテ悔ノナイ丈ノ御處置ガ願ハシイト存ジマス。此ノ意味デ御遠慮ナク首相ニ御申付相成リマシテ宜シイト存ジマス。

檢察側は、文書第一號二百七十一頁に於て、この法廷證に記述されてある私の陛下へ奏上した言葉を全然省略してゐます。

(三) 檢察側法廷證二二四九は野村と來栖が、昭和十六年十一月廿六日にワシントンより發し、我が外務省が同十一月廿七日の朝受取つた電報であります。此の電報の要旨によれば彼等は、情況に變化なき限り交渉は打切らざるを得ないこと、自分らの力の不足を恥ずること、此際難關を切り抜ける唯一の方

法は、外務省の許可のもとに、ルーズベルト大統領から陛下に親電を發せしめ、陛下の御返電を御願ひするにあるのみを考へることを述べ、更に蘭領東印度の占領を論じ、終りにこの電報を内大臣にも見せて貰ひ度いと述べて居ります。私は斯うしてこの電報を見たことはありません。私は之に關して東郷外相と話した記憶はありません。私は東郷氏が私に語つたことを否定するものではありませんが、若し外相が私に話したとすればそれは同じ口附のハル國務長官のメツセージが日本に届いた後であつたに相違ありません。此メツセージは情況を一變せしめ、野村からの電報の重要性を減じたのであります。兎に角、私は、之に關して、東郷氏と重大な協議をした事がないかつたことは確かであります。若しも外相が私に話したとしたならばその條件附なる性質上極めて軽く話され而も東條首相に諮つた後であつたに相違なく、さもなければ私は之を記憶してゐたであらう。私は昭和十六年十一月廿八日の東郷外相の返電、即ち檢察劄法廷證一一九三には少しも關係して居りません。この裁判が始まる迄、私はそれを見た事はありませんでした。私が秘かに構想してゐたところの陛下の御乗出しを願つて時局を匡救しようとする方法は、日本がハル國務長官の昭和十六年十一月廿六日附文書を受取つた時に實行不可能となつて了りました。米國の提案は、甚だ強硬であつて訂正濟法廷證一一八一の如く、私が豫想し、且昭和十六年十一月十九日に開

(二六)

下に伏奏された偶發事項の埒を全く超えて仕舞つてゐました。政府は之は最後通牒も同然だと言つて居りました。

(二七)

昭和十六年十一月廿九日に、私が陛下に大體を進言した所に従つて、手配せられ、昭和十六年十一月二十九日の午前九時に重臣達は宮中に於て政府と會議を開き今迄の對米交渉の進展に關する詳細なる報告を首相から聽んでした。それは午後一時に休憩となつて重臣達並に或國務僚と私は午餐停食の樂に浴しました。その時私は、午前中に起つた事を聞きました。

午餐後陛下は、重臣達に午後二時から三時迄一時間御會ひになりました。之は政府からは東條首相だけが出席しました。この會合には私は單に陛下に侍立してゐたのみで私は之に加はりもせず、又何も發言しませんでした。この會合は、内閣更迭の際に首相銓衡の爲に行ふ所謂重臣會議とは全然異なるものでありました。重臣達は陛下に各自忌憚のない所見を申し上げました。この謁見が午後三時に終ると、重臣達は又政府と四時迄會議を続けました。陛下も私もこの會合には臨みませんでした。近衛公は、之が終つた時、この會合の模様を私に語りました。檢察側法廷證一一九六、即ち私の昭和十六年十一月廿九日の日記は、昭和三十一年十一月十四日に檢察官が呈出し、同十二月十日に檢察官が十分に校閲を完了し、同十二月十一日に

各言語部の承認を経たものであつて、校閱済みの抜萃が代用として呈出され昭和二十二年一月廿四日に速記録に読み込まれたのであります。校閱済みの書證さへもその日の私の日記の完全な記録ではありません。或部分は省略されてをります。この完全な日記の完備した記事は次の通りであります。

昭和十六年十一月二十九日

土 晴

午前九時池田秀雄氏來訪面談

十時出勤。侍從長ト時局ニツキ懇談。政府ハ九時半ヨリ宮中ニ於テ對米交渉ヲ中心トスル時局問題ニツキ重臣ト懇談。

終リテ御陪食被仰付ヨトトナリ居リシガ、遂ニ一時ニ及ビ漸ク一時休憩シ御陪食ニ列スルト云フ有様ニテ熱心ニ質議應答ガ行ハレタル模様ナリ。御陪食後二時ヨリ約一時間御學問所ニ於テ陛下親シク重臣ノ意見ヲ御聽取被遊タリ。

此概要左ノ如シ

陛下ヨリ大變難シイ時代ニナツタネトノ御言葉アリ。若槻男直チニ之ニ奉答シ大要左ノ如ク述ブ

若槻「我國民ノ精神力ニ於テハ心配ナキモ物資ノ方面ニ於テ果シテ長期戦ニ

堪ヘ得ルヤ否ヤ、慎重ニ研究スルノ要アリ、午前中政府ノ説明モアリタルガ之ヲ心配ス。

岡田「今日ハ眞ニ非常ノ事態ニ直面セルモノト思フ。物資ノ補給能力ニツキ充分成算アリヤ。甚ダ心配ナリ。先刻來政府ノ説明アリタルモ未ダ納得スルニ至ラズ

平沼「若槻閣下ヨリ我國民ノ精神力ニツイテ御話ガアリマシタガ私モ其ノ點ハ同感デアリマス。只既ニ四年ノ戦争ヲ遂行シテ居リマス今日、更ニ長期ノ戦トナレバ困苦缺乏ニ堪ヘナケレバナリマセンノデ民心ヲ引續テ行キマス點ニツイテハ充分ノ施策ト努力ガ必要ト存ジマス。

近衛一四月以來自分ハ日米國交調整ニ努力シ來リタルガ遂ニ其ノ成果ヲ擧グ
ルコトヲ得ザリシハ誠ニ遺憾トスルトコロナルガ、現内閣モ亦熱心ニ此ノ
目的ノ達成ニ努力セラレ居ルハ感謝スルトコロデアアル。午前中政府ノ説明
ニヨリ乍遺憾外交交渉ノ繼續ハ此上見込ナシト判斷スルノ外ナキガ外交交
渉決裂スルモ直ニ戰爭ニ訴フルヲ要スルヤ。此ノ儘ノ狀態即チ臥薪嘗膽ノ
状態ニテ推移スル中又打開ノ途ヲ見出スニアラサルカトモ思ハレ、此ノ點
尙後刻當局ニ質シタイト思ツテ居リマス、
米内一資料ヲ持チマセンノデ具體的ノ意見ハ申上ラレマセンガ、俗語ヲ使ヒ
マシテ恐入リマスガ、デリ貧ヲ避ケントシテド力貧ニナラナイ様ニ充分ノ
御注意ヲ願ヒタイト思ヒマス。

廣田一世界大戰後ノ狀勢ヲ述ベ、支那事變ニツイテモ英米ノ介入ヲ極力避ク
ル方針ヲ以テ臨ミタルガ、遂ニ今日ノ様ナ狀況トナレリ。政府ノ説明ニヨ
レバ、今日ハ外交上ノ期ニ立テルニ思ハルルガ之ハ所謂戰機トノ關係
モアルトコロ由來外交談判ノ危機ハ二度、三度繰返シテ始メテ双方ノ眞意
ガ判ルモノト思フ。今回危機ニ直面シテ直ニ戰爭ニ突入スルハ如何ナモノ
ニヤ。假リニ不得止トスルモ假令打チ合ヒタル後ト雖モ常ニ細心ノ注意ヲ
以テ機命ヲ捉ヘテ外交交渉ニ解決ノ途ヲトルベキナリト思フ。
林一資料ヲ持タザルガ大體政府ガ大本營ト充分協力研究セラレタル結論ニ信
頼スル外ナシト思フ。

阿部^政一府ノ說明ニヨレバ外交交渉ノ繼續ハ困難ナルベク、今ヤ眞ニ重大ナル關頭ニ立テルモノト思フ。政府ハ非常ニ周密ニアラユル角度ヨリ研究セラレタル様ニ思ハレ、是以上ノコトハ望メヌト思フ。只支那人心ノ動向ニツイテハ慎重ニ對處セラルルコトヲ要スベク、一度誤ラバ今日迄得タル成果ヲモ失フニ至ル虞アリト思フ。

若槻一今日ハ眞ニ重大ナル時機ニ到達セルモノト思フ。爰ニ一言甲上タキハ帝國ノ自存自衛ノ必要トアレバ假令敗戦ヲ豫見シ得ル場合ト雖モ國ヲ焦土トナシテモ立タナケレバナリマセンガ只理想ヲ描イテ國策ヲ御進メニナルコト。例ヘバ大東亞共榮圈ノ確立トカ、東亞ノ安定勢力トカノ理想ニトラハレテ國力ヲ使ハルルコトハ誠ニ危險デアリマスカラ之ハ御考ヘヲ願ハケレバナラナイト存ジマス。

四時、重臣ヘノ政府ノ說明終リタル由ニテ近衛公來室。對米問題ヲ中心ニ^松々々談ス。

午後七時賀陽宮邸ニ伺候故大妃殿下正殿移ノ儀ニツキ拜禮ス

(二三) 八これでも判るとおり、重臣達は皆戦争に關する如何なる決定に關しても非常に慎重且つ周到な意見を表明しました。起訴狀の附屬表で、私は昭和十六年十一月二十九日の會議に出席し、且つ同會議で爲された諸決定に同意したとの責任を問はれております。

更に檢察側文書第一號二百七十三頁によれば、檢察側はその日に開かれた諸會合に關し完全に誤つた解釋をしており、恰も繼續した一個の會合があつたかの如く私の日誌を非常に簡単に約言してゐます。既に明らかなる條に私は陛下や重臣と東條首相と共に午後二時から三時までの一時間の會合のみに出席しました。それは主として陛下が重臣たちの意見を聴取せらるるために開かれたのであります。東條首相は此の會合で非常に簡潔な發言をなしましたが、私は首相が、一般的に云つて戦争は避け難いと述べた事以外に何を述べたか記憶して居りません。陛下と私が出席したこの重臣と東條首相との會合では何らの決定も爲されませんでした。實のところ他の二つの會合即ちその何れにも私は出席してゐないが午前中の會合と午後續行された會合でも決定は何も爲されなかつたと私は聞いております。

二三) 九 昭和十六年十一月三十日午後三時三十分陛下は私をお召したなり、高松(松)宮が陛下に海軍は戦争に反対のやうだといふ意味のことを申されたから海軍の意見を知り度いと仰せられました。私は陛下に此際於ける決意は其性質極めて重大で後に取り返しの附かざるもの故、周知なる注意を必要とする旨を進言しました。私は更に海軍大臣及び海軍軍令部部長を召されて、彼らの眞の意圖をお確かめになり、尙この問題を首相にお傳へになる様申上げました。東條首相はその翌日に御前會議を開催する計畫で、私より二、三分後に陛下に拜謁しその招集の御許しを願ひました。陛下は御聽をお控へになりました。陛下が海軍大臣及び海軍軍令部部長に御下問になつた後に私はお召を受けて陛下から、大臣及局長が確信を以て御下問に奉答した旨お聞きいたしました。私は大臣、局長が如何なる奉答をしたかは存じません。かくて陛下は、翌日御前會議を開催する計畫、其儘進めるやうに首相に傳へよと仰せられました。以察例法廷證一千百九十八、言語部で訂正された速記録一万二千四百八十頁に該證の昭和十六年十一月三十日の私の日記に以下の通り述べられてあります。

昭和十六年十一月三十日

「三時半御召ニヨリ拜謁ス。」

今日午前高松宮殿下御上リニナリタルガ此時ノ話ニドウモ海軍ハ手一杯

デ出來ルナレバ日米ノ戰爭ハ避ケタイ様ナ氣持ダガ一體ドウナノダラウ
カトノ御尋ネアリ。
依ツテ今度ノ御決意ハ一度聖斷被遊ルレバ後へハ引ケヌ重大ナモノデア
リマス故少シデモ御不安ガアレバ充分念ニハ念ヲ入レテ御納得ノ行ク様
ニ被遊ネバイケナイト存ジマス。就テハ直チニ海軍大臣、軍令部總長ヲ
御召ニナリ海軍ノ眞ノ腹ヲ御タシカメ相成度、此ノ事ハ首相ニモ隔意ナ
ク御話置キ願ヒ度イト存ジマスト奉答ス。
六時三十五分御召ニヨリ拜謁。海軍大臣、總長ニ先程ノ件ヲ尋ネタルニ
何レモ相當ノ確信ヲ以テ奉答セル故豫定ノ通り進ムル様首相ニ傳へヨト
ノ御下命アリ。
直チニ右ノ趣ヲ首相ニ電話ヲ以テ傳達ス。」

(二四)

檢察側文書二百七十三頁、二百七十四頁によれば、昭和十六年十一月三十日の私の日記は次の様に約言されてあります。即ち「その後陛下は、海軍大臣と海軍軍令部總長が戦争の成功に關して肯定的な奉答をした事實に關し、此事實に應じて行動するようには首相に話した、と木戸に仰せられた。」これは既に示された事實と一致しません。更にそれは言語部による變更を未だ徑なない檢察側の原譯に差いてありますが、それにしても、それはその翻譯の適切な解釋ではありません。既に示されたように、陛下の御指示は御前會議を開催することであつて、戦争に關したるものではありませんでした。

翌くる昭和十六年十二月一日御前會議は對米宣戰を決定し、首相は宣戰の詔勅について諮るため私を訪れましたので、その際私は、昭和十六年十月十三日に頂いた陛下の御指示について首相の注意を喚起しました。その日の私の日記は檢察側の法廷證一二一〇であります。此の記載に用ひられてある「遂に」という言葉は決して豫期の實現の表現ではありません。それは單純に結果、即ち終局という表現であります。それは客観的な措辞であつて、決して主観的なものではありません。私は西園寺公の計報に接して昭和十五年十一月二十四日の日記に同じ言葉を用ひて居ります。昭和十六年十二月六日に樺田内閣書記官が私に詔勅の用語について諮つたので、私は陛下の大御心を拜察して提案をいたしました。檢察側法廷證一

(二五)

(二)

千二百二十部ら昭和十六年十二月七日の私の日記に示す通り私は星野氏と會談しました。星野氏はその時謝勅が前の日私が指田に與えた提案にしたがつて陛下の御希望通りに訂正されたことを報告しただけでありました。それは非常に短かい會見であつて、他のことに就いては何も話しませんでした。

昭和十六年十二月八日午前零時四十分に、東郷外相は私に電話をかけて来て、グルー大使が陛下宛てのルーズヴェルト大統領の電報を齎らして来たから、そのメッセイジの取扱方に就いての功言を求めました。私は東郷氏に、電報に就いては首相と相談せらるゝことが然る可く、又陛下は深夜に拜謁を願つても御厭ひにはならないと信ずると告げました。午前一時三十分に宮相松平恒雄氏が私に電話を寄越して、電報に就いて話しました。私は東郷外相が宮中に参内したとの報せを受けたので、午前二時四十分に参内し、ほんの數分の間東郷外相と語りました。私はその電報を見ることもなく、又東郷氏も其内容に就いては話さずそのまま私は歸宅して午前三時三十分に歸着いたしました。私は日米交渉の決裂に關聯して米國宛に電報を送送することについては、前以て何ら聞知してゐません。翌朝六時少し過ぎに侍従武官の一人が電話を寄越して、海軍のハワイ攻撃を報せて呉れました。武官は詳細のことは話しませんでした。之が私の眞珠灣攻撃について入手した第一報でした。尙私は、日本艦隊が眞珠灣に向けて日本本

土を離れた時に、豫め或は其際に眞珠灣攻撃に就いては何等知る所があり
ませんでした。私は眞珠灣が攻撃されるといふことを前以て知りもせず、
又之に關する如何なる計畫も知らなかつたのであります。これらのことは
すべて極秘に屬する純粋な軍事事項であつて、私は後になつて、高級軍人
すらも眞珠灣攻撃に就いてはそれが起るまでは知らないてゐたといふこと
が判つたのであります。私並びに他の宮内官達が米露との戦争に賛成せず
又我々は海軍の戦争計畫に關して海軍軍人の自信を信じなかつたといふ事
實より觀て、之は當然のことでありました。更に二・二六事件中に起つた
内大臣の暗殺以後、陛下は統帥權事項に就いては、内大臣が作戦行動に干
渉すると云ふ推測を受けることを出来るだけ避けるように内大臣に注意さ
ばされました。

二樓
自宅を出掛ける前に私は攻撃に關するラデオを耳にしましたが、詳細は殆
んど判りませんでした。其の日の日記即ち、言語部により速記録二万六千
百九十二頁に訂正済の檢察例法延登一二三九に記す如く、夜所には約午前
七時十五分に到着しましたが、その途中私は眞珠灣攻撃に意を馳せて愛國
的な日本人としてその攻撃の成功を祈念せざるを得ませんでした。夜所に
着いてから攻撃についての詳細を聞きました。此の法延登で檢察例は私が
それが起る以前に攻撃について知つてゐたことを示すものとして又しても
「遂に」と云ふ言葉を用ひて居ますが、「遂に」といふ言葉は其處には用

ひておりません。昭和十六年十二月八日の私の日記に用ひられてゐる言葉は「いよいよ」であり、「確か」或は「全く」の意味に用ひたのであります。之は事の起ることを待ち、或は恐らくは希望するといふ意味はもつておりません、少くとも私はそのように表現はせず、その言葉を客観的に用ひたのであります。

(四)

昭和十六年十二月七日以後、私と近衛公とは互に會談を續けて來ました。檢察側法廷證一二六八號昭和十六年十二月十六日附私の日記に記されて居る如く其日近衛公は私を訪問しました。

一度對米英戦争が開始せらるるや我國民は緒戦に於て恰も輝かしい勝利を獲たかの如く酔つて居りました。其結果、近衛公は開戦の責任を忌避せるものとして排難の聲が高くなりました。此事は近衛公に取つては非常なる精神的負擔でありました。それ故に近衛公は華族の地位と名譽を放擲し又政治上の責任を取る可く公的な活動から隱退すると告白致しました。其故私は思慮を盡して次の如く力説しました。「それは余りにも輕卒のことではないか。戦争の見透しに當つては樂觀主義は禁物である。私は再び貴君が努力す可き時機が必ず來ると思ふ」

(五)

檢察側法廷證一二六九號昭和十六年十二月十八日附私の日記、及び言語部に依つて訂正されてある速記録の一一、三五一頁の一節に次の如く記るされて居ります。「東條首相來訪し、近衛公に對する言論の取締の必要を述べたり。此翻譯は全く正確ではありません。それは私が東條に此取締の必要を述べたのであります。近衛公に對する斯如き言動の原因に就いては上掲の檢察側法廷證一二六八號昭和十六年十二月十六日附私の日記に記載してあります。法廷證一二六九號は私の日記を翻譯するに當つて檢察官が如何に陰險なる言葉を使用し、私

が中傷されたかの一例であります。法廷證の原本が提出された時の法廷證の翻譯は次の如くでありました。

「東條首相來訪、近衛公の言論取締（*managing*）に對する必要を述べたり。一檢察側はそれを修正しました、而も速記録一一三〇九頁で東條首相が「近衛公の言論取締の必要に付述べた」旨讀み込まれてました。それから言語部に提出され此の節の始めて述べた如く修正されたのであります。其法廷證が言語部に於て訂正されてから檢察官は文書〇〇一號二九一頁に記録せられた日記の殘部を詳説するに際して何等述べることも無く馬鹿らしくも訂正のみで済まされました。眞珠灣の攻撃に始まる各地の戦果は實に赫々たるものでありまして最初の半年は相次ぐ戦果の發表に國民は酔へるが如き有様でありました。私も亦個々の戦果に就いては國民の一人として祝意を表することには素より吝かではありませんでした。併し戦争を開始した以上後へは引けないのであります。何とかして機會を作り、五分と五分の状態に英米と媾和に導かなばならぬと深く考へて居りました。戦果に酔ひ之に引摺られて深入りしては大失敗に終ると考へ、此點は最初から心を離れない問題でありました。

(二) 然るに軍部の態度を見るに案外之等の點に就いては深刻に考へて居る様子が見られなかつたのであります。昭和十六年九月五日御前會議

議案に對する杉山參謀總長の御下問に對する奉答は南方の作戰は三ヶ月で終ると言つた様な程度で果して如何なる見透を以て攻戰兩略を考へて居るのか甚だ心もと無いところがありました。

昭和十七年二月五日に拜謁したる際に、御話が偶々斯う云つた方面に向けられましたので、私は卒直に「敵の戰意は嚴重なる敗戦に拘らず中々旺盛であります。殊に真珠灣の攻撃は敵の敵愾心を昂揚し國論統一に非常に役立つこととなり其故大東亞戰爭は容易に終結せざるべく結局建設を含む戦争を徹底的に戦ひ抜くのが平和に至る捷徑である」と共に一日も早く機會を捉へて平和を招來することが世界大戦の慘害を防止し、人類を此慘害から救ふ爲に切に必要なること。竝に近來軍は頻りと周到なる訓令準備を誘稱して居るが、是等の精兵を將來長く能く補充し得るやは疑問であつて、結局は國力の相違が物を言ふ時の來るは必至であり、此點は今より充分考慮に入れねばならぬことを言上し

この時、
 (一) 謝して
 謝してシンガポールも陥落すると期待してゐた様な時に申上げましたので、陛下も聊か御驚きになつた様でありました。が、前途の容易ならぬことを眞に御理解遊ばされたもの、如く、皇后陛下に御心境を御話になられましたので、皇后陛下は之を御心配になり、甘露寺侍從次長に御話になりました。甘露寺次長はそれを心配して六日に私の部屋に來て

此當時は

其話があつたので實は斯う言ふ次第であつたと其経緯を話したのでありました。

此等に関して私の日記に次の如く述べて居ます。

昭和十七年二月六日 金 晴

「一時甘露寺次長來室。昨日拜謁の際申上ゲタル大東亞戰ハ容易ニ終結セサルベク、結局建設ヲ含ム戰爭ヲ徹底的ニ戰抜クコトコソ平和ニ至ル捷徑ナリトノ余ノ論ニ對シ御心境ヲ皇后陛下ニ御洩シ被遊レタル由ニテ次長ヨリ話アリタリ。」

(意)

私の言上は陛下に御心配を御掛けした様な結果とはなりましたが、然し之に依つて陛下は眞に戰爭の全貌を能く御理解になりました、十二日に私が拜謁した際、下に掲ぐる日記に述べて居る通り東條首相に對して極めて適切なる御指示を遊ばされたのでありまして、私は自分の言上したることが無駄でなかつたことに就いて今更ながら英邁なる陛下の御態度に深く感激したのであります。

昭和十七年二月十二日の日記では次の如く述べてゐます。

昭和十七年二月十二日 木

「午前十時二十分ヨリ十一時五分迄拜謁ス。此際一昨日東條首相拜謁ノ際、今後ノ内外ノ施策ニツキ大本營連絡會議ニテ研究スル旨奏上シタルガ、右ニツキ大體左ノ様ニ話シテ置イタトノ仰セアリタリ。戰爭ノ終結ニツキテハ機會ヲ失セサル様充分考慮シ居ルコトトハ思

二五〇

フガ、人類平和ノ爲ニモ徒ニ戦争ノ長引キテ惨害ノ擴大シ行クハ好
 マシカラズ、又長引ケバ自然軍ノ素質モ悪クナルコトデモアリ、勿
 論此問題ハ相手ノアルコトデモアリ、今後ノ米英ノ出方ニモアルベ
 ク又獨ソノ間ノ今後ノ推移ヲ見極メルノ要モアルベク、且又兩方ノ
 資源獲得處理ニツイテモ中途ニシテ能ク其ノ成果ヲ擧ゲ得ナイ様デ
 モ困ルガソレ等ヲ十分考慮シテ遺漏ノナイ對策ヲ講ズル様ニセヨ一
 石の如く私が二月五日に進言したことに關して陛下の思召は早くも既
 に二月十日には陛下より東條首相に對して親しく御話し遊ばされたの
 でありました。

二月十五日にシンガポールが陥落しました。引續き緒戦に於ける戦
 果は次ぎ次ぎに擧げられ、軍部方面から戦争準備に極めて用意周到で
 あつたと言ふ様な眞傳が盛んに行はれました。
 例へば、眞珠灣攻撃の爲に海軍は鹿兒島附近の眞珠灣に地形の類似せ
 る處で猛訓練が爲されたとか、或はチャンネル作戦の訓練が充分行は
 れたとか、又上陸作戦の練習も亦周到に行はれたのである等が傳へら
 れ、更に對する國民の信頼を彌が上にも高めて行つたのでありまし
 斯如き事例は私達も實は少しも知らなかつたのでありまして、
 果唯爲くのみでありました。陛下も亦實は陸海軍が斯如き周到なる戦
 練を行つて居ることには御承知なく一沫の不安を御持ちになつて居りま
 したが、陸海軍首脳部が以上述べたるが如き準備の實情を機會ある毎

に申上げたので、矢張り慎重なる研究と準備の賜であると言ふことをつくづく御感知になつて居られました。私は斯如き用意周到なる訓練を経た精兵が何時まで續くかは結局最後には国力の相違となつて非常なる窮境に陥るのでは無いかと言ふ不安を感じざるを得ませんでした。殊に眞珠灣の攻撃は大成功ではありましたが、其半面米國民の敵愾心を奮起せしめたことに就いては非常な効果があつたので、戦争の見透しとして生易しいことでは戦争を終結せしめ得ないと考へ心配に堪へなかつたのであります。

(五)

檢察側法廷登一九八五號昭和十七年三月十三日附日記記事に見られる如く、松平官相が私の部屋に來られて、イーデン英国外相が香港に於ける我軍の英人捕虜に與へたる暴行云々に就いて話がありました。松平氏は「英國の償替として、外相が議會に於いて此種の演説を爲すのは此問題を極めて重大視して居ることを示すものと思ふから余程注意しなければならぬ。一との話がありました。私は右に就き陛下に其旨を申上げました處陛下は東條陸相に御下問めらせられました。陸相は御下問に基き香港の實情を調査したる結果右の演説の如き事實は無く又捕虜の待遇は適切であるとの報告がありましたので、これを奉答申上げたのであります。捕虜の待遇に就いて日露戦争の際は日本は極めて適正でありまして各國の好評を博したと云

ふ事實よりしまして私は右の報告を信じました。さうして爾來戦争終結に至る迄少しも此點に就いては疑ひを抱かなかつたのであります。二其間ジャワ、バンドンの敵軍は降伏しました。戦果は次ぎ次ぎに舉る状況でありましたから、國內の實情は所謂戦勝に酔へるが如き有様でありまして、少數の識者を除いては戦争の終結を考へる様なものはなかつたのであります。

(三) 偶々支那から重元大使が歸朝されましたので、昭和十七年四月十一日午後三時半より官邸で會し、支那の最近の事情を聽きました。重元大使は支那の現状が決して内地に於て軍部が述べて居るが如き好結果を納めるものに非ずと實情を詳細に報告したる後、對支政策の大轉換を要する旨を力説せられました。之は要するに支那の獨立自主性を完全に認めて支那は支那人の手に總てを復歸することを目的とするものであります。私は此隱微なる平和政策には全幅の賛意を表明し援助を約したのであります。

之を契機として支那事變終結の端緒を把握することを得れば、更に大東亞戦争をも終結に導き度いものと考へたのであります。私の日記には次の如く記してあります。

昭和十七年四月十一日

「三時半重光駐支大使と面談。支那最近ノ事情ヲ聽ク。前途容易ナラ

ザルヲ思フ。」

昭和十七年五月二十一日に侍従武官長は同年四月十八日に東京を空襲せる飛行士が支那で捕虜となり東京で軍法會議に附せられる旨私に注意されました。吾々は宮中の防空に關して一般的に空襲に附話合ひました。檢察御法廷證一九八六たる昭和十七年五月廿一日の日記に此の事につき武官長と話し合つた事が記載されてあります。此の事は軍部事項でありましたので私は何の意見も述べませんでした。陛下が以前杉山大將より彼等を直に處刑すると云ふ上奏以來御軫念遊ばされてゐたので彼等が公平な裁きを受けるようその點を確めました。

(五)

昭和十七年六月初めミッドウエー攻略の作戦は大失敗に終り、我航空戦隊は殆んど全滅するの悲運に際會しました。我國の建設能力を以てすれば、之が恢復は容易ならざることが豫想せられました。此處に於てか又又時局收拾に就いて出來得る限り早き機會を捉へる必要が痛感せられました。私の同日附日記には次の如く記してあります。

昭和十七年六月六日

「午後一時駿島武官來室。ミッドウエー島附近ニテ日米兩艦隊ノ間ニ海戦アリ。今回ハ不幸ニシテ我航空戦隊大損害ヲ受ケタル旨ノ話アリタリ武官長モ來室同様ノ話ヲ聽ク。」

(五) 識者の間には此頃になると平和促進を考へる人も段々出て來ました。其一人吉田茂氏(元駐英大使)は昭和十七年六月十一日に私を訪ねられ、戦争を終結に導く機會を逃さざる爲、近衛公を渡歐せしめ瑞西邊りに何と言ふこと無く滯留せしめて、各國の有力者と機會あらば連絡すると言ふ計畫に就いて話がありました。私も固より世界平和の爲め一日も早く

戦争終結に努力すると云ふ考へには勿論異存は無かつたのでありましたが、今直に近衛公が渡歐することの可否に就いては猶考へて見度いと答へ、尙平和の爲には御互に努力しやうと話合つたのであります。同日附私の日記は次の如く記してあります。

昭和十七年六月十一日

「二時半官舎ニ至ル。三時半吉田茂氏來訪。近衛公渡歐ノ案ニツキ別紙ノ如キ意見ヲ公ニ提出シタル趣ヲ以テ余ノ意見ヲ求メラル。世界平和ノ爲メ一日モ早ク戦争終結ニ努力スル根本ノ考ヘニハ勿論異存ノアロウ筈ハナキモ近衛公ノ出馬ニ就イテハ尙篤ト考慮致シ度シト答フ。」

然し乍ら、之は實現せられませんでした。
 (三) 檢察側法廷證一二七三號昭和十七年九月一日附私の日記には、東郷氏が大東亞省設置に反對したる理由を以て、東條内閣から辭職された経緯が記されて得ります。私は此問題に就いては純理論として東郷外相の意見に反對はなかつたのであります。唯此際即ち大戦争遂行途上に於て政變を惹起することは最も避く可きことであり、戦争の相手方たる各國共に内閣は動搖し居らざるに、戦に勝ちつゝある日本が政變を惹起するが如きは恰も援軍を與ふるが如きものと考へ、出来るだけ政變は避けたいと日記に記したる如く斡旋したのであります。大東亞省設置の目的の一つは、支那に於ける特務機關の廢止でありました。

(五八)

米軍捕虜飛行士を審判した軍法會議は參謀總長の下にありました。昭和十七年十月三日東條首相は私を訪ねられ、米軍飛行士の處分に就いて話がありました。一檢察側法廷證一九八七昭和十七年十月三日附日記事に「米軍捕虜の取扱」と言つて居ります。日本語で私は「處分」*Disposition* を使用し、それは「處分」*Disposition* を意味します。私は全然取扱 (*Treatment*) と云ふ語を話しませんでした。其際東條首相より米軍捕虜の處分に就き、軍法會議に於て審判せられ全部死刑に決したる模様であるが、陛下の御仁慈に依り一部を除き減刑せしむる様計り度いとの話がありました。此事に就き東條首相より陛下に言上方の依頼がありましたので、私は其旨陛下に申し上げたのであります。しかし之は其責任者即ち參謀總長に依つて奏上せられることになりました。私は米軍捕虜の飛行士が如何なる取扱を受けたかに就いては何も知らなかつたのであります。

(五九) 戦局の進展に伴ひ對日反攻作戦は決定的に推進せられて來ました。ガダルカナル島反攻作戦が開始せらるゝや、我軍のポートモレスビー攻略作戦の不成功となり、戦況は著しく不利となつて、ニューギニア方面の我軍は逐次退却することゝなり、ラポールも亦完全に孤立するに至りました。戦局の收拾は益々急を要することが痛感せしめられました。私の日記は次の如く記るされて居ます。

昭和十八年二月四日

「三時松本侯邸ニ至リ近衛公、松本侯ト政局ノ前途赤化云々ノ問題、戦争ノ見透等ニツキ六時過迄懇談ス。」

(二六)

此會合は近衛公の希望で催されたのでありまして、近衛公は戦局の前途を極めて悲觀せられ、是以上國內の諸事情に無理を生ずるに至れば赤化運動の激化は必至とも言ふ可く、其故に一日も早く戦争を終結するの要を頻々と話されたのでありました。吾々も勿論憂を同じうするものであるから御互に機會を逃さぬ様に工作を爲すことを約束したのであります。又私の日記に次の如く記してあります。

昭和十八年三月三十日

「十時半ヨリ十二時迄拜謁、戦争ノ前途、見透其他ニツキ珍シク長時間ニ亘リ御話アリ。余ノ意見モ亦腹藏ナク言上ス。」

陛下は戦局の前途殊に獨逸の戦況等に就いて種々と御心配になり、戦争の終結の一日も早からんことを御話になつたのであります。私は二月四日近衛公、松本侯等と話合ひたることを骨子として腹藏なく意見を申し上げたのであります。

(二六) 昭和十八年四月二十日夕刻、東條首相來訪せられ、内外の情勢を考慮して内閣の改造を決定したとのことでありました。此改造で重光葵氏が

新に入閣して外務大臣に親任せられました。私は重光氏とは年來の親交があり、最も信頼せる友人の一人でありましたので、此處に於て始めて私は平和工作に關する自分の考へを話す相手を得たのでありまして、爾來同氏とは終戦に至る迄終始相提携して之が實現に努力したのであります。檢察側法廷證一二七四昭和十八年五月十三日附私の日記に、吾々は世界情勢に就き意見の交換が爲されたことがあります。其頃大西洋に於ける獨逸潜水艦戦が急に其威力を失ひ始めました。其結果戦争の前途は甚だ悲觀的なものとなりました。そこへ重光外相よりスターアーマー大使の獨逸の現状に對する話があり、私は益々戦争の速なる終結に努力することの必要を痛感したのであります。此會談に於て私は皇族の力に依つて軍部を抑へること、平和工作に就いて私の心底を打明けて語つた最初であります。

其翌日昭和十八年五月十四日高松宮に拜謁したる際「萬一平和工作を必要とする事態となりたる場合、軍部の要求と平和條件の調節は至難事の中

の至難事なれば斯如き場合には充分なる御奮發を願はざるべからざる旨を言上す。」と日記にある如く述べたのであります。第一次世界大戦の際に獨逸の政府と軍部の關係を見るに、軍部は平和工作を希望しながらも其條件は到底實現不可能のものを考へて居たのであります。我國に於ても必ずや同様の事態を生ずることを慮り、其際は皇族の御力によ

り解決する外なき旨を申し上げたのでありました。私の日記に其口のことを次の如く述べて居ります。

昭和十八年五月十四日 金 晴

「一時四十分ヨリ約一時間高松宮御來室。御尋ネニ從ヒ内閣改造ノ經緯世界戦争ノ見透シ等ニツキ言上御説ヲ承ル。尙萬一平和工作ヲ必要トスル事態トナリタル場合、軍部ノ要求ト平和條件ノ調節ハ至難事ト至難事ナレバ如斯場合ハ充分ナル御奮發ヲ願ハサルベカラサル旨ヲ言上ス。」
 斯くて昭和十八年を送り昭和十九年を迎へたのでありました。然し前途の見透しは頗る不安なるものがありまして決して樂觀を許さないものでありました。私は戦争の前途を見透し平和工作案を起草しました。一月六日私は出勤するや早速松平秘書官長と獨逸の運命と其後に於ける情勢に對する日本の對策に就き話し、尙研究を依頼したのでありました。是等私の考へに關しては檢察側法廷證一、二七六號昭和十九年一月六日附日記に書いてあります。此法廷證には私が松平秘書官長に話したる考へが述べられて居ります。即ち獨逸が無條件降伏を爲したる事態に立ち至りたる場合、日本の戦争目的は所謂 A B C D 包圍態勢の打破であり、之が目的が一應達成せられるならば、大平洋戦争の終結には相當大幅の讓歩が爲されるに非ざれば平和工作の成功は見込なしと思はれ、此點よりして次ぎの如き案が考慮せられたのでありました。

一太平洋の問題は太平洋に臨める主要國に於て之を處理す。
 一 日蘇支米英を以て委員會を組織す。
 一 我國の占領せる地域及太平洋にある諸島は非武装地帯とす。
 一 此地域に存在する主要國以外の獨立國は永世中立國とす。
 一 此地域の經濟政策は原則として自由互惠機會均等とす。
 猶私に來るべき一世紀は眞に内に實力を養ふべきであり、又此期間はソ
 聯及び支那と提携すべきであると言へたのであります。換言すれば日
 本は此轉換期に際會して防禦態勢を確立すべきでありました。
 而して私は此日記にあるが如き意見を纏めて、之を松平秘書官長に話し
 て、それとなく各方面の意向を探ることを依頼したのであります。又
 重光外相にも此構想を話したのであります。外相は私より更に悲觀的
 でありまして、余程重大なる決意を要するとの意見であり、換言すれば
 實質的な無條件降伏は免れないであらうとのことでありました。
 其結果此案は何等政府方面に話すに至らず、結局私は沈黙を守つたので
 あります。

サイパンに於ける海軍の不成功は單に一海軍の失敗と云ふのことは異なり
 國民より今日迄絶對の信頼を受けて居た海軍の無敵海軍の實力を暴露した
 こととなりました。之が國民に與へたる影響は極めて深刻なるものがある
 りました。私は此實情を見て猶且つ希望的觀測に引摺られ行くは誠に危
 險であると思へました。私と重光外相とは平和工作に就き緊密なる連絡
 を取つて居りました

昭和十九年六月二十六日附私の日記に「三時半官舎ニ至り重光外相ト戰
 争ノ見送ト外交ニツキ懇談ス」ことあり、此時は種々の情報を綜合して話
 し合つたのでありますが其結果次の如き結論に到達したのであります
 即ち「政府は動かず、軍は殆んど盲目的に唯戦争を推進して居るのみで、
 是等の各方面に工作するも所期の目的を達することは殆んど見込が無い
 のみならず萬一機密の洩れる時は軍は所謂玉碎一本の方針となるかも知
 れず従つて此方面からの工作は中々困難である。」こと。之に關聯して重
 光外相は宮中を強化する爲め重臣を側近に奉仕せしめてはこの説を出さ
 れましたが、私は重臣を奉仕せしめても果して期待するが如き働きを爲
 し得るやは疑問なるのみならず却つて朝野の輿論を刺戟して所謂パドリ
 オ的存在と目せらるる虞ありました。而して私と重光外相とは機會別來
 の際は宮中は内大臣に於て又政府は外務大臣に於て全責任を負ひ聖断に
 依り事を運ぶの外なしと云ふことに意見の一致を見、互に最善の努力を

(二六)

得すことを約したのでありました
又昭和十九年六月二十九日に私は松平秘書官長と戦争收拾策に付懇談し更に松平宮内大臣を其室に訪問して此問題に就いて相談したのであります。

其時私の考へは終戦の際に打つた手と大体同じ考へ方でありました
即ち私の平和對策は陛下の御親書を奉じ場合に依つては私自から其任に當り直接米國と交渉するの途は無いかと云ふことでありましたが實行上より見て猶研究の餘地は充分にあり、遂に實際問題とはならずして終つたのであります。昭和十九年六月二十九日附の私の日記は次の如く記してあります

昭和十九年六月二十九日

松平官長と戦争收拾策ニツキ懇談ス。一時半宮相ヲ其室ニ訪ヒ同上ノ半ニツキ懇談ス。

(二七)

此頃から重臣も此急激に變化し來つた事態を憂へ漸く其動きが活潑となつて來ました。又陸海軍の八大將が會合する等何れも頗る惡化せる趨勢、政情に刺戟せられてのことでありましたが、私を訪れて來られる人々も頗る多きを加へて來ました。昭和十九年七月六日には重光外相、同八日には近衛公、同十日には岸岡務大臣、安藤内務大臣等が私の下を訪れて來ました。而して私は内閣の動向に就いても聞く處あり

政變氣流の漸く濃厚となりつつあることを知り得たのでありました。昭和十九年七月三日附私の日記には次の如く記してあります。

昭和十九年七月三日

松平官長ヨリ重臣ノ動キニツキ情報を聴ク。「岡田大將平沼男ヲ訪フ
露争ノ見透シ、内閣更迭ノ必要論、平沼男ハ重臣ヨリ上奏スル論、右ニ
ツキ岡田大將近衛公ヲ訪フ云々」十二時半中村武官ト海軍ノ現状ニツキ
懇談ス。一時松平官相來室、時局對策ニツキ懇談ス。七時半安倍源三氏
來訪。當局ノ政情ニツキ懇談ス。

政府は險惡となり東條首相は再び内閣の改造を決意することとなりまし
た。昭和十九年七月十七日午前零時二十分東條首相は私を訪ねられ、内
閣の方針を記したる紙片を私に渡されました。之に關しては言部
の檢察劔法廷證一二七七號に記載せられて居ります。此法廷證には首相
の方針を記したる紙片を私のみが受取つたと述べて居ります。私は内閣
の方針即ち統帥の確立、海相の更迭、國策と統帥との連絡會議の強化刷
新等に就いては首相の説明を一應唯諾ききたるのみにて何等意見は述
べなかつたのであります。更に此法廷證は午後四時近衛公が私を官舎
に訪問せられ、其時私は近衛公に對して首相の説明を話したと述べて居
ります。此夕方平沼邸に於て重臣の會合が催され其結果午後九時半岡田

海軍大將が私を訪ねられ、重臣の申合せに就き話がありました。私は右に就き其話は重臣の御集りに關する情報を承るこの意に解し即ち連絡の意味にて御出になりたるものと解して可然やと岡田大將に伺ひたる處、大將は然りとの答でありましたので私は以上の如く諒承したのであります。又以上の法廷證一二七七號の記事及び重臣の非公式の結論は同じ法廷證に次の如く述べられて居ります。

「此の難局を切抜くるには人心を新にすることが必要で御座居ます。國民全部が相知し、相協力し一略進する強力なる譽國一致内閣を作らねばなりません。内閣の一部改造の如きは何の役にも立たないので御座居ます。然るに東條首相は阿部、米内兩大將を國務大臣に起用することに成功せず又閣内に於ては岸國務大臣の如く重臣の起用に依る改造に成功せざる以上は總辭職を請すべしと主張する者もありました。

翌日昭和十九年七月十八日午前九時三十分東條首相は参内して來られました。私は第一休所に於て東條首相に會つた處東條首相は總辭職の決意をせる旨話がありました。昨朝來の経緯に鑑み其急變に驚いたのであります。が最近の政情より見て此際内閣の更迭は寧ろ望ましく考へたので何等意見も述べずして唯聞き置くに止めたのであります。只私は從來の如く後進首相に對する考へを盡めたるに東條首相は重臣の意

度には相嘗の不満を有するものの如く次の如く答へたのでありました
「余は今回の政變には重臣の責任が重しと考へる。従つて重臣には既に
腹案があることと思ふ故敢へて自分の意見は述べない」
そこで東條内閣は總辭職をし陛下の命に依り昭和十九年七月十八日午後
四時より重臣の會同を行ひ次の内閣首班者の詮衡に當つたのでありまし
た

(二六)

重臣會議の席上では東條内閣の爲し來たりたる統制經濟の強化方針に適
當なる改正を行ふと共に民心の動向を把握し得る政治性を有せしむるこ
とが必要であると思はれました
右の様な見地よりすれば或は文官方面に其人を求むることも考へられる
のでありますが此方面には適當なる人物がなきのみならず何と云つても
戰爭は未だ最も苛烈を極めて居る際であつて統帥との關係も考慮し詮衡
の標準は武官の中よりと云ふことになりました。但し現役には限る必
要はあるまいと云ふことになり、種々なる意見は出たのであるが結局第
一候補には寺内元帥、第二候補に小磯陸軍大将と云ふことになりました。
小磯大将に就いては米内、平沼兩氏より兩内閣の關係として共に仕事を
爲したる經驗上、政治的の識見もあり吐も擧つて居り東條首相とは異り
番があるとのことで兩氏が推舉したのであります。檢察例法を讀み、二

七八號昭和十九年七月十八日附私の日記に此重臣會議の模様が全部記載してあります。檢察官は此法廷證のほんの僅かな部分を讀みましたその完全なる記事は次の如くであります

昭和十九年七月十八日晴

暑氣本年第一ナリ。本日ノ記事ハ別紙ニアリ。

午前八時松平秘書官長來邸。平沼男邸ニ於ケル重臣ノ會同ノ情況等ノ報告ヲ受ク

廣瀬久忠氏來邸。緊迫セル情況ニツキ話アリタリ

午前九時出仕

九時十五分ヨリ三十分迄拜謁。平沼邸ニ於ケル重臣ノ會同ヲ中心ニ重臣ノ動行ニツキ言上ス

九時半東條首相拜謁ノ爲參内。第一休所ニテ面談ス。首相ハ總辭職ヲ決意セル旨ノ内意ヲ漏サルル。依ツテ余ハ陸軍ノ國內體勢ニ有スル重要性ニ鑑ミ圓滿ニ政變ヲ推移セシムル爲メ自分ノ含ミ迄ニ後策首相ニ御考ヘアラバ承リ度シト尋ネタルニ首相ハ今回ノ政變ニハ重臣ノ責任ガ重シト考フ。從ツテ重臣ニハ既ニ腹案ガ御アリノコトト思フ故敢ヘテ自分ノ意見ヲ述ベズ。只皇族内閣等ヲ考慮セララルル場合ニハ陸軍ノ皇族ヲ御考ヘナキ豫慮度シ云々ト答ヘラレタリ

午前十時五分ヨリ同二十五分迄拜謁。内閣總辭職ニ伴フ重臣會議開催
其ノ他ニツキ言上ス
十一時二十五分ヨリ同四十分迄拜謁。東條首相以下ノ辭意ヲ拜見ス
一時半出仕。四時ヨリ四時二分迄御召ニヨリ拜謁。平沼ニ於テ組閣ノ
意思アルニアラズヤトノ御尋ネアリ。恐ラク其ノ考ヘハナカルベキ旨
奉答ス。直ニ重臣會議ノ席ニ赴ク

重臣會議頃末

昭和十九年七月十八日午後四時ヨリ御召ニヨリ召集セル若槻、岡田、廣田、近衛、阿部、米内ノ前首相原祖相及木戸内大臣會合、東條内閣總理大臣辭表呈セシニツキ後樞内閣首班ノ奏請ニツキ協議シ午後八時四十分散會ス

百武侍從長旨ヲ奉シテ出席御召ノ趣旨ヲ一同ニ傳フ

木戸内大臣ヨリ東條内閣ノ總辭職ヲナスニ至リタル事情ヲ詳細説明ス

次イテ各員ノ協議ニ入りタルガ元ツ最初ニ米内氏ヨリ内閣ヨリ入閣ノ交渉ヲ受ケタル経緯ニツキ報告アリタリ即チ

一十三日午前五時半頃赤公秘書官ヨリ首相訪問云々ノ連絡アリタルモ遂

ニ如何ナル事情ナリシヤ來訪ハナカリキ

一十七日石渡藏相來訪入閣ヲ勸メラル、岡重務局長モ來訪海軍ノ爲メナ

レバ現役ニ復歸早參議自帶ニ就任スルナレバイザ知ラズ國務大臣ト

ナリテモ何ノ役ニモ立タズト旨ハ一熟慮ノ結果辭退スルコトニ決意ス

ト誓シア與ハ自己ノ決意ヲ明ニセリ

一十七日午後九時迺佐藤軍務局長來訪野村海軍大臣モ遊ビニ來ラレ交々

勸メラレタルガ遂ニ余ノ決意ヲ勸スニハ至ラザリキ

次イテ協議ニ入ル主ナル問答左ノ如シ

一若槻 内府ノ意向ハ如何
 一木戸 未々確定のナル意見ヲ有セズ先ヅ御意向ヲ承リタシ平沼男邸ニ
 於ケル御會合ノ際ノ申合セノ趣旨ニテ考慮スレバ可ナラザルカ
 一原 其ノ會合トハ何カ
 一若槻 事懇ヲ憂慮ノ餘リ重臣カ平沼男邸ニ集リシニテ後繼内閣等ニツ
 イテハ別段ノ詰ナカリキ
 一阿部 問題ノ進行上末席ヨリ意見ヲ述フ國務ト統帥ノ間ニ間隙ガ生ジ
 テハ大變故是非密接ニ持ツテ行クコトガ必要ナリ、端的ニ云ハバ此ノ
 際軍人ニシテ現役ノ者ガヨシト思フ而シテ現下最モ大事ナ所ハ海軍ナ
 レバ此ノ際海軍ヨリ出ラレテハ如何、就テハ此ノ際米内閣下ニ御願ヒ
 シテハ如何
 一米内 自分ハ軍人ト云フモノハ作戰統帥ノカラニ入りテ尋念之ニ從フ
 ヲ本旨トスト考ヘ后リ政府ハ文官ガ當ルガ至當ナリ、今度ハ陸軍次ハ
 海軍等ト源平ノ如クナルハ宜シカラズ
 一河部 ソンナ考ヘニハアラス
 一米内 文官ニ適仕有ガナケレバ陸軍カラ出ラルルガ宜シカラシ自分デ
 ハ一ヶ月持テズト思フ嘗テノ自分ノ經驗カラ見テ却ツテ御迷惑ヲカケ
 ルコトト思フ

一若 門題ヲ出ス意味ニテ試案トシテ云フ戰爭中ハ矢張り軍人ガ宜シ
イト思フ此際國防ノ第一線ハ海軍ニ頼ム外ナシ之ニ海軍カラ首相ガ出
ラレルト却ツテ御氣兼御遠慮ガアリハシナイカト思フ從ツテ却ツテ陸
軍カラ出ラルルカ宜シカラント思フ、首相タル以上ハ政治的手腕ヲ有
セザルベカラズ此意味ニテ最近ノ爭情ハ自分ハ知ラナイガ宇垣大將カ
適任ナラント思フ元回ハ阿部閣下ニ御異論アリシ様ニ思フガ

一阿部 宇垣大將ノ近情ヲ知ラズ

一米内 海軍ガ第一線ニ立ツト云フコトハ判ル、軍ハ要スルニ作戰ニ尋
念スベキモノナリ、元來軍人ハ片輪ノ教育ヲ受ケテ居ルノテソレダカ

ラコソ又強イノダト信ジテ居ル從ツテ政治ニハ不向ナリト思フ

一若 米内閣下ノ御説ハ一應御尤ナルガ英米ノ如キ習慣アルトコロト
ハ違フ國民モ其誠テ賛成セラレズ日本テ一躍ソコニ行クノハ困難ト思

一 今直サレバ國ハ滅ビル

一 米内 今直サレバ國ハ滅ビル

一 近衛 軍自ラ此証ヲ直スニアラザレバ文官ガヤルコトハ無理ナハリ

ソレハ理想論ナリ現實ノ問題トシテハ此段階ニテハ軍人ガ宜シカラ
ソウ云フ考ハヲ持ツタ軍人ガ且シ陸海軍何レカハ段々ト狹メテ行ツ
ラ決スルコトナリ

一木戸 要スルニ現實ノ問題ナリ戰爭完遂ガ第一目的ナリ同時ニ政治ノ
 進直シ迄ヤラントシテモ實行ハ不可能ナルベシ、此際二面的ニ考フレ
 バ目的ヲ混迷ナラシムル良レアリ
 一平沼 近衛公ト全ク同意見ナリ國體ノ擁護皇室ノ御安泰迄考ヘザルベ
 カラザル段階ナリ草而増産ノ結欠ケ見テモ軍人ニアラザレバ切リサバ
 キガツカズト思フ
 一若槻 現役ニ限ラズ軍人ト云フコトニシテハ如何
 一近衛 段々送函方針ヲ決メテ行ク方ガ宜シカラシ
 一米内 自分ハ首相トシテノ經驗カラシテ自信ナシ
 一若槻 ソレハ平時ナリ
 一原 實ハ自分ノ位置ハ政治情勢カ判ラヌ所ナリ時局ハ極メテ重大ニ
 シテ此内閣ニヨリ國ノ運命カキマルト云フ時ナリ、軍人ノ一人ニ全責
 任ヲ負ヘト云フハ無理ナリ眞ニ敬望アル人ノ擧出一致内閣タルヲ要ス
 就テハ五人位協同シテ御引受ケスルコトニシテハ如何
 一 同等協力シテ内閣ヲ組織セヨト仰セガ可ナラン、此處ニ居ラルル五人
 ニ對シ大命カ下リオ互ニ首相ヲ選ビ協同一致シテ國政ニ當ル、此ノ懸
 勢ヲ深ラザレバ如何ナル人テモ一人ニテ引受ケラルル時勢ニアラズト
 思フ

一木戸 原サンノ御氣持ハ良ク判ル此點熟ラク誰レモ御異存ハナイト思
 フガ實行法ハ頗ル難シイト思フ
 一若槻 内大臣ノ云ハルル通りテ矢張り奉答トシテハ誰々ト云フ個人ニ
 セザレバ御困リニナルノハナイカ
 一齋田 捨身ノ業ヲナス事感カ王ズルヤモハカラレズ、皇室御安泰ヲモ
 考ヘザルベカラズ最高最大ノ組織ナラザルベカラズ此ノ際皇族ヲ中心
 ニ減クコトノ必要ハナキカ
 陛下ノ左右ニハ陸海軍將目カ澤山附隨セルコトガ必要ナリト思フ
 一近衛公 現段階ニアハ皇族内閣ハ不可ナリ
 一平沼 自分モ現段階ニアハ不可ナリト思フソウ云フコトヲ考ヘネバナ
 ラヌ時カ來ルカモ知レナイカ
 一若槻 皇族内閣ハイケナイ
 一岡田 今度ノ内閣ハ外國ヨリ見テモ又國內ヨリ見テモ強力學問一致ノ
 内閣ナラザルベカラズ戦ヒ成カネバナラヌ無理ナ戦争ヲモシナケレバ
 ナラズ如何ニスレバ眞ノ學問一致内閣ハ出來得ルヤ
 一原 自分モソウ考ヘル。一人ニアハ無事ナリ、個人ト云フコトナレ
 バ自分ハ意見ヲ述ベズ
 一岡田 今度出來ル内閣ハ誰ノ内閣テハイケナイ陛下ノ内閣ナラザルベ

カラズ

一木戸 氣持ハヨク判ルガ實際ドウンヨウト云ハルルノカ

一原 自分モソウ考ヘル、一人ニアハ無理ナリ、個人ト云フコトナレ

バ自分ハ意見ヲ述ベズ

一木戸 氣持ハヨク判ルガ實際ドウシヨウト云ハルルノカ

一原 誰々ノ内閣ト云フコトテハイケナイ

一平沼 氣持ハソノ通りナルガ何レニシテモ首班ニ立ツ人ヲ決メザルベ

カラズ、今日ノ段階ニアハ軍部出身ナラザルベカラズ

御親政テアルコトハ勿論ナリ

一若槻 其ノ通りナリ

一岡田 其點ニナルト米内ト同様ニ思フ陛下ノ聖慮モ判ラレ、國內ノ情

勢モ充分判リ居ル内大臣ガヤラルルガ一番宜シカラシ

一原 統帥ハ皇母皇大臣ガ總長ヲ選フ故ソレニテモヨシ

一木戸 内外ノ情勢殊ニ今後國內ノ防衛熱ヲ強化スル點ヨリ見テ陸軍

軍人ナラサルベカラズト信ズ

一若槻 餘リバクトンタ奉答テハイケナイ原サンノ案テハ又協議スルコ

トトナル

一阿部 サツクバラシニ云フガ軍人ガヨカラントハ大体決マレリ

而シ軍人ガ軍人丈テハイケナイ總刀戰ノ實情ヨリ見テ文官ヤ豫備軍人
テハ作戰トノ連絡ハ不允分ナリト思フ

國民ヲ明明ナラシムル爲メ海軍カ宜カラシ

一廣田 此ノ際中心ニ皇族ヲ戴キ眞ニ舉國一致ノ内閣ヲ作ルノ必要アリ
ト思考ス

一若槻 皇族ニ政治上ノ責任ヲ歸スルコトトナルハ不可ナリ

一木戸 然リ

一平沼 現段階ニアハ未タ不可ナリ

一近衛 一

一木戸 國土防衛體勢ノ強化、陸軍ノ内地ニ於ケル配備增強憲兵ノ強化
ヨリ見テ此際陸軍ヨリ出スヨリ外ナシト考フ

一阿部 ソレテハ人氣一新ニナラヌ

一若槻 陸軍ガ宜シカラシ

一米内 今迄ノ内大臣ノ説明ヲ聽イテ一應ハ文官ト云フ説ヲ出シタガ矢
張り陸軍カラ出ラレルガ宜シト考フ此點前説ヲ取消ス

一阿部 陸軍ハ不人氣ナリ海軍ハノ國民ノ與望ハ現ハレテ居ル

一平沼 現在國民ノ見方ハ二ツアリ陸軍ノ方評判悪シ

一廣田 内府ノ元祿ノ説明ハ叛敵令ヲ意味セララルルヤ